

令和2年白老町議会定例会4月会議会議録

令和2年4月30日（木曜日）

開 議 午前10時00分

散 会 午後 3時07分

○議事日程 第1号

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 議会運営委員長報告

第 3 行政報告について

第 4 議案第 1号 令和2年度白老町一般会計補正予算（第1号）

第 5 議案第 2号 白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

第 6 報告第 1号 専決処分の報告について

（令和元年度白老町一般会計補正予算（第12号））

第 7 報告第 2号 専決処分の報告について

（白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

○会議に付した事件

議案第 1号 令和2年度白老町一般会計補正予算（第1号）

議案第 2号 白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

報告第 1号 専決処分の報告について

（令和元年度白老町一般会計補正予算（第12号））

報告第 2号 専決処分の報告について

（白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

○出席議員（13名）

2番 広地紀彰君

3番 佐藤雄大君

4番 貳又聖規君

5番 西田祐子君

6番 前田博之君

7番 森 哲也君

8番 大淵紀夫君

9番 吉谷一孝君

10番 小西秀延君

11番 及川 保君

12番 長谷川かおり君

13番 氏家裕治君

14番 松田謙吾君

○欠席議員（1名）

1番 久保一美君

○会議録署名議員

9番 吉谷 一孝 君 10番 小西 秀延 君
11番 及川 保 君

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	戸田 安彦 君
副町	長	古俣 博之 君
副町	長	竹田 敏雄 君
教育	長	安藤 尚志 君
総務課	長	高尾 利弘 君
財政課	長	大黒 克己 君
企画課	長	工藤 智寿 君
経済振興課	長	富川 英孝 君
農林水産課	長	三上 裕志 君
町民課	長	岩本 寿彦 君
税務課	長	大塩 英男 君
健康福祉課	長	久保 雅計 君
子育て支援課	長	渡邊 博子 君
学校教育課	長	鈴木 徳子 君
消防	長	笠原 勝司 君
経済振興課	参事	臼杵 誠 君
危機管理室	長	藤澤 文一 君

○職務のため出席した事務局職員

事務局	長	高橋 裕明 君
書	記	村上 さやか 君

◎開議の宣告

○議長（松田謙吾君） 本日、4月30日は休会の日ですが、議事の都合により、特に定例会4月会議を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（松田謙吾君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は会議規則第109条の規定により、議長において、9番、吉谷一孝議員、10番、小西秀延議員、11番、及川保議員を指名いたします。よろしく願いをいたします。

◎議会運営委員長報告

○議長（松田謙吾君） 日程第2、議会運営委員長報告をいたします。

議会運営委員会委員長から本日の会議前に開催した議会運営委員会での本会議の運営における協議の経過と結果について報告の申し出がありましたので、これを許可します。

議会運営委員会小西秀延委員長。

〔議会運営委員会委員長 小西秀延君登壇〕

○議会運営委員会委員長（小西秀延君） 議長の許可をいただきましたので、本日の本会議前に行った議会運営委員会の経過と結果についてご報告いたします。

令和2年白老町議会定例会は、6月30日まで休会中ではありますが、会議条例第6条第3項の規定により休会中にかかわらず議事の都合により4月会議を開くこととしたところであります。

本委員会での協議事項は、令和2年定例会4月会議の運営の件であります。

町長の提案に係るものとして一般会計の補正予算1件、条例の一部改正1件、専決の報告2件の議案4件であります。

担当課長からその概要について説明を受けた後、いずれも本日の議事日程といたしました。

これらのことから4月会議の再開は本日1日間とするものであります。

以上、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（松田謙吾君） ただいま、議会運営委員長の報告がありました。

委員長報告に対し質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって委員長報告は報告済みといたします。

◎行政報告

○議長（松田謙吾君） 日程第3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 令和2年白老町議会定例会4月会議の再開にあたり行政報告を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う町内主要行事の中止についてであります。

はじめに、都市対抗野球全国大会黒獅子旗獲得記念第17回北海道中学校軟式野球白老大会の開催中止についてであります。5月9日から10日にかけて本町で開催が予定されていた同大会については、道内各地から代表校16校の選手や関係者が集まることを考慮し、昨今の新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止する判断といたしました。

次に、白老牛肉まつりの開催中止についてであります。6月6日、7日の2日間で開催を予定していた、第31回白老牛肉まつりについては、4月16日に開催された実行委員会において、中止とする決定がされたところです。口蹄疫の影響で、平成22年に中止して以来、2度目の中止となりましたが、町としましても実行委員会と連携して今後も熟議する機会を重ね、次回開催を盛大に迎えられるよう努めてまいります。

次に、白老町防災訓練の中止についてであります。今年度の防災訓練については、7月18日に全町一斉津波避難訓練のほか、竹浦小学校を会場に避難所開設訓練や、食育防災センターからの食糧供給訓練等を予定しておりましたが中止とする判断をしたところです。防災訓練は中止となりますが、町民に対しては日頃からの自然災害に備えての避難グッズや非常食の準備、さらには避難場所の確認など、広報などを通じて防災意識の啓蒙に努めてまいります。

なお、本4月会議には、議案2件、報告2件を提案申し上げておりますので、よろしくご審議賜りたいと存じます。

○議長（松田謙吾君） 行政報告はこれで終わります。

◎議案第1号 令和2年度白老町一般会計補正予算（第1号）

○議長（松田謙吾君） 日程第4、議案第1号 令和2年度白老町一般会計補正予算（第1号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） 議案第1号、議1-1でございます。令和2年度白老町一般会計補正予算（第1号）でございます。

令和2年度白老町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17億1,126万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ121億4,126万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年4月30日提出。白老町長。

次に2ページをお開きください。「第1表 歳入歳出予算補正」。1歳入、3ページに歳出でありますが記載のとおりでございますので説明を省略をさせていただきます。

続きまして、歳入歳出事項別明細書の説明をさせていただきます。歳出から説明いたします。6ページをお開きください。2款総務費、1項17目諸費、(1)新型コロナウイルス感染症対策衛生予防事業164万5,000円の計上でございます。町職員及び来庁者など町民に対する感染症を予防するためマスクやアルコール消毒液などを購入するものでございます。内訳といたしましては、職員の窓口対応用マスクをおおむね3カ月分で51万6,000円、学校及び公共施設の消毒用アルコール及び容器、合わせて77万6,000円、訪問活動用フェイスシールドが3万2,000円、ニトリルグローブが1万1,000円、体温計が1万3,000円、飛沫防止用透明ボードが29万7,000円となっております。財源は一般財源であります。

続きまして、3款民生費、1項1目社会福祉総務費、(1)新型コロナウイルス感染症対策特別定額給付金事業16億7,461万2,000円の計上でございます。国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、家庭への支援を行う特別給付金として給付対象者1人につき10万円を給付することとなりました。このことから、町内の給付対象者に対し給付金を指定された登録口座へ振り込むこととして作業を進めるものでございます。予算内容であります。会計年度任用職員8名を3カ月間採用することとし、報酬、職員手当等及び共済費、合わせて480万8,000円、さらに職員の時間外手当として92万4,000円を計上いたします。旅費の1万6,000円はシステム開所にかかる打ち合わせなどによる出張旅費であります。需要費の消耗品費50万8,000円はプリンタートナーや用種類などの事務用品、印刷製本費103万1,000円は封筒の印刷及びコピー機印刷代であります。役務費の通信運搬費342万7,000円は申告書送付分及び返信用封筒などの郵便料のほか電話料、手数料310万1,000円は振込手数料であります。

9ページでございます。委託料930万6,000円はシステム構築の経費を計上、使用料及び賃借料75万円は申請受付窓口ブース用の備品及び各種機材の賃借料であります。以上、事務費といたしましては合計で2,451万2,000円となります。

次に特別定額給付金ですが、対象者は基準日である令和2年4月27日に住民基本台帳に登録されている町民として1万6,501人と見込み、16億5,010万円を計上するものでございます。財源につきましては全額、国の特別定額給付金事業補助金を充当するものでございます。

続きまして、2項2目児童措置費、(1)新型コロナウイルス感染症対策子育て世帯臨時給付事業1,387万1,000円の計上でございます。国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策におきまして、児童手当を給付する世帯に対し、その対象児童1人当たり1万円を上乗せする臨時特別給付金を支給することとなりました。このことから、対象世帯に対し6月末までに給付金を児童手当登録口座へ振りこむこととし、作業を進めるものでございます。予算内容ですが、会計年度任用職員1名をおおむね6月中旬まで採用することとし、報酬、職員手当等及び共済費合わせて40万7,000円を計上。需要費の消耗品費8,000円は周知用チラシの上質紙代として。役務費37万6,000円は通信運搬費として周知用チラシと郵便料11万2,000円。給付金の口座振替手数料として26万4,000円。委託料の120万円はシステム改修経費を計上するもので事務費

合計で199万1,000円となります。

次に子育て世帯臨時特別給付金であります。対象者は令和2年4月分の対象となる児童及び3月分対象児童のほか、公務員分を含め1,188人と見込み1,188万円を計上するものでございます。財源につきましては全額、国の子育て世帯臨時特別給付金給付事業費補助金を充当いたします。

10ページです。7款商工費、1項1目商工振興費、(1)新型コロナウイルス感染症対策中小企業等緊急支援事業2,051万円の計上でございます。本事業は、新型コロナウイルス感染拡大による地域経済への影響を鑑み、町独自の支援策として飲食業、宿泊業に対し、法人20万円、個人10万円を支給するものでございます。支給対象であります。中小企業及び個人事業者等で主たる業態が飲食業、宿泊業に限るもののうち、前年度月比20%以上の減収があった場合に前年度事業収入から当該減収月の12カ月分を掛け合わせた額を差し引いた額が法人で20万円以上、個人で10万円以上となるものとしております。支給方法は白老町商工会に対し給付金、事務費を一括補助し事業を実施するもので、該当者が商工会に申請し審査の上、支給することとなります。予算は補助金の計上ですが、事務費として81万円、給付金は1,970万円を想定して計上してございます。財源は一般財源であります。

続きまして、(2)新型コロナウイルス感染症対策小規模事業者支援事業62万5,000円の計上です。本事業は、新型コロナウイルス感染拡大による影響を受ける小規模事業者が国の補助金を活用して販路拡大等に取り組む事業者に対し、町独自の支援策として上乗せ助成を行うものであります。国の小規模事業者持続化補助金につきましては、小規模事業者が地域の商工会等の助言を受けて、経営計画を作成し、その計画に沿った取組を行う場合に費用の3分の2で50万円を限度として補助するものでございます。このたび、北海道におきまして自己負担額の4分の1を補助する支援策を実施することから、本町におきましても同様に4分の1を補助することとし、事業者負担の軽減を図るものでございます。支給方法は、白老町商工会に申請して支給することとし、支給額は限度額6万2,500円の10件分と見込み、商工会に対する補助金として計上するものでございます。財源は一般財源となります。

歳出の説明は以上となります。歳入の説明をさせていただきます。4ページにお戻りください。16款国庫支出金については歳出のところで説明してございますので省略いたします。

20款繰入金、1項10目財政調整基金繰入金2,278万円でございますが、歳入不足分の基金を繰入するものでございます。なお現在、国におきまして各自治体における新型コロナウイルス感染症対策の支援策として、仮称白老コロナウイルス感染症対応創生臨時交付金を1兆円規模で創設され、各自治体に交付されることとなっております。詳細は未定でありますがこのたび、予算計上経費が交付金の対象となった段階におきまして、当該交付金に振り替える考えであります。以上であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

それと加えまして、手続き等の詳細につきましては私のほうから今、説明した経済対策等の4事業につきまして、別紙資料に基づきまして担当課長のほうから説明をいたします。

○議長（松田謙吾君） 高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） それでは私のほうからは、特別定額給付金の実施概要について説

明させていただきます。令和2年の4月20日閣議決定されました、新型コロナウイルス感染症緊急対策、これに基づきまして外出に自粛要請ですとか人との接触を最小限にするという必要があるという中で、全国各地のあらゆる現場において様々な取り組んでおられる方々への敬意と感謝の気持ちを込めてということで、全国一律に10万円を給付されるという事業でございます。

2番目の事業の実施主体と経費負担でございます。まず、(1)実施主体は市区町村とすとなっておりまして。(2)実施に要する経費、こちらについては事務費及び事業費含めて国が全額補助を行うとなっております。

3番目、給付対象及び受給権者でございます。給付対象者につきましては、基準日において市区町村の住民基本台帳に記録されている者とするということでございます。2つ目、基準日において、配偶者からの暴力を理由に避難し、配偶者と生計を別にしていない者及びその同伴者であって基準日において居住している市区町村に住民票を移していない者については、一定の要件を満たした中で、その旨を申し出た場合には、当該市町村において給付対象となる者でございます。③外国人のうち、短期滞在及び不法滞在者は住民基本台帳に記録されていないことから、対象とはならないものでございます。受給権者でございます。受給権者は、そのものの属する世帯の世帯主ということになってございます。基準日ですが、基準日につきましては、全国統一となっております、令和2年4月27日となっております。

給付額でございます。世帯構成員1人につき10万円として算出される額でございます。

5番目、申請方法等でございます。申請方法等につきましては、感染拡大防止の観点から、申請方法については2つございまして、1つ目が郵送申請方式及び2つ目がオンライン申請方式となっているものを基本としてございます。郵送申請方式でございますけれども、①としまして市町村は、特別定額給付金の申請書を各受給権者あてに送付することになります。そのあと、受給権者は申請書に振込先口座情報を記入し、当該振込口座の確認のためマイナンバーカード、運転免許証等の写し等の本人確認書類及び振込先口座の金融機関名、口座番号、口座名義人の分かる通帳やキャッシュカードの写しを添付していただくこととなります。なお、やむを得ず、窓口で申請書を持参する人がいる場合については、窓口において本人確認を行うということになります。また、受付窓口の分散や消毒薬の設置といった感染防止対策も十分行うと通知がきてございます。2つ目、オンライン申請方式でございます。こちらについてはオンライン申請方式、マイナンバーカードを持っている人について受付するものでございます。また、電子署名による本人確認を実施し、本人確認書類は添付不要となります。郵送申請方式による申請書は、5月22日頃から全世界帯に発送する予定でございます。

続きまして6番、受付及び給付開始日でございます。市区町村において決定するものでございますけれども、白老町におきましては、それぞれ受付開始日を郵送申請方式とオンライン申請方式、それぞれ受付開始日が異なっておりまして、郵送申請方式については5月25日から受付開始を予定しております。オンライン申請方式については、5月1日からの受付ということで本町のほうも対応できるようにということで準備してございます。(2)番目、定額給付金の申請期限につきましては、当該市町村における郵送申請方式の給付申請受付開始日から3カ月

以内ということとなってございまして、こちらの申し込み期限は8月24日までとなっております。

続きまして、給付開始日でございます。給付開始日につきましては、郵送申請方式については5月29日、オンライン申請方式については5月15日からを予定しているということでございます。

給付決定です。市区町村は、送付された申請書の内容を確認し、給付を決定するものでございます。

給付金は、申請者本人名義の銀行口座への振込みにより行うものでございます。市区町村は、銀行口座が無いなど真にやむを得ない場合に限り、窓口における給付を認めることとなっております。

○議長（松田謙吾君） 渡邊子育て支援課長。

○子育て支援課長（渡邊博子君） 続きまして、子育て世帯への臨時特別給付金の実施についてご説明いたします。事業の目的です。新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の生活に困っている世帯や個人への支援において、子育て世帯に関しては、児童手当を受給する世帯に対し、対象児童1人当たり1万円を上乗せする臨時特別の給付金を支給することとされました。このことから、小学校等の臨時休業等により新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯を支援する取組として、児童手当受給世帯に対し臨時特別的な給付金を支給するものでございます。

2、実施主体と経費負担。実施主体は市区町村となります。（2）実施に要する経費につきましては、事務費、事業費とも全額、国から交付されるものでございます。

3、支給対象及び対象児童、（1）の支給対象者です。①令和2年4月分の児童手当の受給者。②令和2年3月分の児童手当受給者であって、支給要件児童又は中学校終了前の施設入所児童が15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過したこと又は死亡したことにより、令和2年4月分の児童手当の支給を受けない者ということで、3月に中学校を卒業して4月新たに高校1年生となる年の児童も対象となるということです。③平成30年の所得が児童手当の所得制限限度額以上である特例給付受給者とは対象となりません。④通常の公務員の児童手当は所属庁、勤務先が支給しておりますが、今回の臨時特別給付金につきましては、一般の支給と同様に市区町村が支給するものでございます。（2）の対象児童です。令和2年4月分及び3月分の児童手当に係る児童ということで、平成16年4月2日から令和2年3月31日までに生まれた児童となります。（3）の基準日につきましては、4月分の対象児童については令和2年の3月31日、3月分の対象児童については令和2年2月29日となります。

4、給付額につきましては、対象児童1人につき1万円となります。

5、の申請方法です。（1）対象児童や銀行口座等の情報を既に町で把握していることから、給付金が不要である場合や銀行口座情報等を変更している場合等以外については、一般の支給者に対しては改めての申請の必要はありません。（2）公務員につきましては、町において支給対象者を把握しておりません。そのため、所属庁が申請書を配布するとともに、必要事項を記載して対象者に交付し、対象者は町に申請書を提出していただきます。

6、支給方法ですが、(1)の一般の支給対象者時は児童手当の振込口座又は別に指定する口座に振り込むほか、口座の解約等をしている場合は現金でも支給いたします。(2)の公務員の支給対象者につきましても、指定口座に振り込むほか、銀行に口座を開設していない場合などは現金で支給いたします。

7、実施スケジュールであります。5月8日に給付金のチラシ、受給拒否の届出用紙等を一般の支給対象者に郵送いたします。5月22日に受け取り拒否の届出提出期限といたします。6月8日なのですが、子育て世帯の臨時特別給付金を通常の児童手当の支給と一緒に6月8日に支給する予定でございます。公務員につきましては、6月1日から申請を受付を開始して、9月30日まで4カ月間を申請期間といたします。公務員は申請があり次第、随時、支給をいたしまして10月30日を最終の支給期限といたします。

○議長（松田謙吾君） 富川経済振興課長。

○経済振興課長（富川英孝君） それでは、私のほうから新型コロナウイルス感染症対策中小企業等緊急経営支援事業についてご説明させていただきます。まず、事業の目的でございますけれども、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、町内の飲食業、宿泊業及び観光関連産業の旅客運送業のうち、深刻な影響を受けた者。このうち、令和2年2月から5月のいずれかの月の事業収入のうち前年同月比20%以上の減収があった者に対し、緊急的に給付金として法人には20万円、個人事業者には10万円を給付する者であります。

給付対象につきましては、原則として町内事業者、飲食業、宿泊業及び観光関連産業の旅客運送業に限る、そのうち、新型コロナウイルス感染症の拡大に起因して、深刻な影響を受けた者ということで、重複いたしますが令和2年2月から5月のいずれかの月の事業収入のうち前年同月比20%以上の減収があった者としております。

給付額につきましては、法人20万円、個人事業者10万円。

実施方法といたしましては、白老町から白老町商工会に事業金額、全額を補助いたしまして、支援対象者に対し、給付金を給付するということになってございます。

事業イメージにつきましては、お手元の資料のとおりでございます。

なお、事業の申請にあたりまして、改めて事業の対象者につきましては、白老町内に事業所を有する者、それから実際に事業を実施するにあたって、営利を目的として事業を継続的に営む者であって、当該事業を主たる事業としている者であることということにしております。また、先ほど来の話と重複いたしますが、令和2年2月から5月までのいずれかの月における事業の総売上げ額が前年同月比20%以上減少している者。なお、前年の取り扱い、全期間において傷病や不可抗力等より、やむを得ず休業した場合については、前年を前々年という取り扱いをさせていただきたいと思っております。給付金につきましては、先ほど来、重複いたしますが法人は20万円、個人事業者は10万円。

交付申請及び請求につきましては、原則として白老町商工会長あてに申請書書類を提出いただきます。申請書の添付書類といたしましては、営業許可証の写しでありますとか、法人でありましたら定款の写しあるいは共通ですけれども、直近の確定申告書の写し、それから帳簿の写し等ということになってございます。

事業期間につきましては、議会が終わりまして速やかに実施させていただきまして、申請の受付につきましては6月末までという予定で7月いっぱい、この補助事業は完了させていただきたいと考えてございます。

なお、各対象者に対しましては、FAX及び郵送等にて周知を行い、それぞれ商工会の窓口等にて申請を行っていただくということになってございます。

対象という中でありますと、基本的には商工会に対しての補助事業として実施させていただきませんが、今回については飲食、宿泊、旅客運送業のいずれかの業種であれば、商工会の会員、非会員を問わないという中で進めさせていただきたいと考えてございます。

それから、もう1点。新型コロナウイルス感染症対策小規模事業者持続化補助金支援事業についてでございます。当該事業につきましては、小規模事業者が地域の商工会の助言等を受けて、経営計画を作成し、その計画に沿って地道な販路開拓等に取り組む費用、そういったものの3分の2を国が補助するという内容になってございます。今回、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、販路開拓に取り組む事業者に対しまして、北海道が上乘せ助成を行うということでございましたので、本町においても同額、事業者負担の4分の1を負担するということの取り扱いを図ろうとするものでございます。

基本的には、小規模事業者持続化補助金の国の事業補助金の採択を受け、かつ新型コロナウイルス感染症に起因して売上高減少証明書、これは直近1カ月の売上高が前年同月比で10%以上減少しているということで、加点措置を受けている事業者となっております。

補助額につきましては、1件あたりの上限については6万2,500円。これは国の補助上限が50万円ということになっておりますので、先ほど個人負担の4分の1と申し上げましたが、事業全体で考えますと12分の1に相当する額を助成させていただきたいと考えてございます。

事業イメージにつきましては、記載のとおりでございますので割愛させていただきます。なお、本事業につきましても、今回の先ほど説明しました緊急経営支援事業の中で商工会に補助をするということ、あるいは事業自体が商工会の助言等を受けて実施するという実態に則して、商工会にて窓口を持っていただいて行っていただくという予定になってございます。この事業につきましては、あくまで国の事業の採択を受け、事業が終了したあとの助成ということになりますので年4回、3月、6月、10月、令和3年2月まで、それぞれ申請機会がありますので、その都度対応してまいりたいと思っております。

交付申請の手続きに関しましては、基本的には交付申請書を商工会に提出いただきますが、添付書類については基本的には国への申請をしていただいておりますので、その写し、あるいは交付決定書の写しということをしていただきたいと思いますと考えているところであります。原則として、6万2,500円の上限で10件の予算措置をいただきたいと思いますと考えているところでございます。

○議長（松田謙吾君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のあります方はどうぞ。

12番、長谷川かおり議員。

○12番（長谷川かおり君） 長谷川です。特別定額給付金の実施概要について、いくつか確認させていただきます。まず、3番目の給付対象及び受給権者というところで、給付対象者の

②なのですけれども、配偶者からの暴力を理由にということで、白老町に例えばそういう方がいたときに、相談する窓口はどこなのか。それと、いつまで相談する日にちを設けているのか、そこを確認したいです。それと、2ページの申請方法なのですけれども、郵送の申請方式のところ、今回はご本人の確認のためマイナンバーカードを持っている方は、そのままオンライン申請を申請するということなのですけれども、これは5月1日からということで、この周知方法はどのようにするのかということと、郵送で手続きする方は今回は運転免許証の写しなどというところで、本人確認の書類が必要となってきましたけれども、運転免許証を持っていない方、パスポートがある方はいいのですけれども、高齢者の方で免許を返納されている方とかは医療保険の保険証しかない方とか、保険証も持っていない生活保護の方は、どのような書類を用意すればいいのか。今回、口座番号とか口座の名義人が分かる通帳やキャッシュカードの写しも必要ということで、コピーを取りに行かなければならないので手間がかかると思うのですけれども、お一人で住まわれている高齢者の方とか、そういう方どのように担当のケアマネジャーの方がフォローすることになるのか、町内会の見守りとかしている方がフォローして下さるのか、そこら辺どのようにお考えかお聞きします。あと、生活保護を受けている方は、口座を持っていない方は、窓口を受け取りに行きます。その日程なのですけれども、今後、受給の日と申請と10万円いただける日が同じになるのかどうか、2度足を踏まないとならないのかどうか、そこら辺もお伺いします。

○議長（松田謙吾君） 高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） いくつか質問があったのですけれども、まずDVを受けられている方、実際、登録されている方は数名ございますけれども、例えば今、勤務地は白老にあるのだけれども苫小牧に行っているという方は苫小牧のほうに行ってもらったり、逆に住民票は苫小牧にあるのだけれども白老に避難してきているという方は、白老のほうに相談していただくということになるのですけれども、こちらについては4月30日までについては、道のほうで把握して相談窓口を設けたりということもしてございます。実際にうちのほうにも基準日の27日前には相談というものも受けています。相談については、窓口というはっきりしたDVを受けている方ですので、逆に白老町役場でということになると相談しにくいのかということもあるのかと思いますので、窓口として電話、問い合わせ等については、祝日も含めて受けておりますので、郵送方式の発送される前であれば、その辺の手続きはうちのほうでもできるのですけれども、郵送方式の発送されたあとだとか、オンラインで相手方が申請した場合には先にそちらのほうにいつてしまうということなので、なるべく早めにやっていただくということが大事になってきます。相談については、町の窓口のほか、そういった機関としての相談機関、そちらにも相談できる体制ということで周知させていただきます。

オンライン申請の周知方法でございますけれども、オンライン申請に限らず、郵送の申請につきましても今回、郵便局のタウンメールというものを活用させていただきまして、早ければ連休中に各世帯に配布するというところで準備を進めてるところでございます。なかなか、マイナンバーカードを持っていても、実際にインターネット環境がなければできないというところがございまして、そちらについては問い合わせいただければ、細かな部分になると電話だけ

では難しい部分もあるのですけれども、それについては適宜に対応していくということで、5月1日から窓口を設置して問い合わせについては休日もさせていただいておりますので、カードリーダーですとか、そういうものが必要になって、特にスマホ等、パソコン等を使い慣れていない方が多いかと思っておりますので、それについては問い合わせいただければ対応することで準備をさせていただきます。コピー等についても、基本的には役場に来て密集状態状態が続いてしまうというのは、よろしくないというのが原則としてありますけれども、うちのほうでもコピー機は用意して、窓口に来られた方については準備をしています。

一人暮らしの方ですとか、そういう方については今のところ施設でどう対応するかということが、選挙のときみたく病院でもできるよだとか、施設でもできるよということにもなっていないので、個人情報の関係もあるものですから、ケアマネジャーさんですとかが対応することでの正式な形ではきていないところはあるのですが、基本的には信頼されている方が、代理人の申請もできますので代理人によつての申請ということでの郵送方式になるかと考えています。

添付書類については、免許証等がない人については、あくまでも本人確認の書類でございますので保険証でも確認はできるということでございます。

生活保護の方の支給日等は、別な生活保護に限ってという方の支給日は設けてございませんので、現在は同じ方法でやっていくということで考えています。

○議長（松田謙吾君） 12番、長谷川かおり議員。

○12番（長谷川かおり君） 長谷川です。今のお話の中では、明確にお応えできていない部分もあると思うのですけれども。まず、DVに関しては、その都度、窓口は決めていないけれども役場のほうに問い合わせがあつて対応しているということによろしいですか。

○議長（松田謙吾君） 高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 基本的な窓口は、新型コロナウイルス対策室を設けておりますので、役場のほうに電話していただければと思います。電話番号についても、新たに電話を設置しまして設けておりますので82局8783番のほうに電話していただくということで周知させていただきたいと思っております。これは、先ほど言ったタウンメールで各住民の皆さまにお知らせする番号なのですけれども、82局8783番という直通の電話番号を設けております。こちらにつきましては、平日は9時から17時までということと、休日については5月2日から6日の間ですけれども9時から15時ということで開設しているところでございます。

○議長（松田謙吾君） ほか、ございませんか。

11番、及川保議員。

○11番（及川 保君） 11番、及川です。今回、11ページの中小企業等の緊急支援、新型コロナウイルスの小規模事業者に対するの支援事業、今回このように議案として2件、示されたわけですけれども、私は非常に遅いと、まちの今の状況を皆さんしっかりと押さえてはいるとは思っているのですけれども。白老の経済状況、様々な部分で外出の自粛ムードが経済に大きな影響を及ぼしている、このことをしっかりと受け止めて、早急な対策を私たちは求めてきました。そこが、なかなか対策が見えてこない。そして、この厳しい状況が本当に分かっているのかと

いう状況が私たちは常々、疑問に感じておりました。今回、2本の事業が示されましたけれども、1本は町独自の事業として示されました。これも、法人は20万円、個人は10万円こういう支援事業でありますけれども。まず、1点お聞きしておきたいのは、もう2カ月以上、全国でコロナ対策に非常に厳しい状況が未だに続いております。北海道は、感染の状況がなかなか治らないとい状況が見えてきました。こういう状況の中で国も緊急事態宣言を解除する状況にはないと、昨日の総理大臣のお話でもございました。本当にこの厳しい状況がこれからもまた続くという中で、すでに2カ月以上たっているわけです。我々は1カ月以上も前に会派みらいとして、この厳しい状況を何とかまちの支援を観光業、飲食業含めて、支援してほしいという要望をいたしましたけれども、ゼロ回答でございました。その後の対応が非常に遅いと私は感じておりました。今日、4月30日に本会議でこの議案が示されたわけです。この状況も含めて、どうかまちがもう少し真剣に考えてほしい。我々が示した大きな項目で3点あったのですけれども、その後に商工会からも要望が上がりました。今回、それを受けての支援策だと思うのです。ただし、この状況も本当に町内の厳しい状況を押さえているのかということ、まず1点お伺いしたいです。

それから、今回、示された1つ目の(1)の中小企業等への緊急支援、この支援事業が町内の飲食業、宿泊業、観光業も含めて、どのくらいの方々が事業として受けられる状況にあるのか、この2点についてお伺いしたいです。

それから、もう1点。学校が休校になっております。こういう中で今回、子育て支援ということで1万円の事業が示されました。国の事業なのですけれども。問題は今、親から聞こえてくる声というのは、ずっと休校なのです。開校しようという時期もあったのですけれども、なかなか先が見えていない。この状況の中で、子供たちの精神的な苦痛といいますか、そういう心のケア、生活そのものががらっと変わりましたので、春休み、夏休み、冬休みという状況の中での延長線だと思えば、そうはいつでもなかなか親としては捉えられない、非常に厳しい状況にあるということも承知はしているとは思いますが、対応策をお含めてお聞きしたいと思います。

○議長(大淵紀夫君) 竹田副町長。

○副町長(竹田敏雄君) お答えしたいと思います。最初に対策について遅いという部分でございますけれども、我々も可能な限り急いでということも含めて対策を組立ててきたのですけれども、結果として遅いという部分については誠に申し訳ないと思っています。

それから、経済関係なのですけれども、個々の事業者に対して状況をきちんと押さえているのかという部分ですけれども、その部分につきましても可能な限り状況というものは把握している状況ですが、全てを押さえきれているかということ、その部分は足りない部分はあったかと思しますので、ここの部分につきましても今後も状況をきちんと把握して対策につなげていきたいと思っています。

それから、今回の支援の対象の件数につきましては、担当のほうからご説明させていただきたいと思しますので、ここの部分については、これからはしっかりと取り組んでいきたいということでご理解をお願いします。

○議長（松田謙吾君） 富川経済振興課長。

○経済振興課長（富川英孝君） この事業で、どれくらいの方が対象になるだろうかという、ご質問だと思います。私どもで抽出で調査している中では20%という基準を設けさせていただいて、その中ではおおむね8割強の飲食店、宿泊業、旅客運送業といった方々が対象になるのではないかとということで想定しているところでございます。

○議長（松田謙吾君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） 休校中の子供たちへの対応ということでございますけれども、議員のほうからご質問ありましたように、子供たちが家庭で過ごす時間が大変多くなっております。ここ3月からの状況でいいますと、ほぼ1カ月以上家庭で過ごしている状況かと思っております。そういう中で、子供たちの学習への進捗であったり、あるいはご意見、ご指摘もございましたように心身の健康面の状態であったり、あるいは虐待の状況が心配されるということが様々なことが心配されております。実際、今、学校のほうでは白老町だけ独自の取組というのとはできないのですけれども、これは道教委との関わりの中で全道、同じような対応なのですけれども、ある程度期間をおいて子供たちを登校してもらい、分散登校という形をとったり、今回も4月の末に1度分散登校の機会があったのですけれども、まだまだ感染リスクが高いということで実施はしませんでした。そういう中で子供たちに学習課題を提供したり、必要があったときには各担任が家庭訪問をして実際に子供たちと対面しながら健康状態や悩みを聞いたり、あるいは電話をかけながら保護者の方と色々なお話をしたりしております。学校としては、いつも実際に保護者の方や子供たちに学校に来てもらって担任と相談するような場面であったり、あるいは逆に今お話ししたように実際に学校のほうから各家庭に出向いて連絡を取るような、そういう対応をしているところであります。いずれにしても今後とも、まだこうした状況が続くような状況にありますので、できる限りのこと本当にたくさんすることはできないのですけれども、これまで以上に子供たちのそういった状況をきちんと把握して、学校が再開したときに多くの子供たちがすぐスタートできるような環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 11番、及川保議員。

○11番（及川 保君） 11番、及川です。経済支援のほうですけれども、おおよそは分かるのです。先ほども申したように対応が非常に遅いと、全体的に感じられるのはもう少し温かみのある対策をしていただきたい。個人の事業者、小規模事業者の負担になるのは固定費の部分だと思うのです。会派みらいの要望した部分においては、例えば固定資産税の免除、上下水道料金の免除、こういう直接的な支援、これが町にとっては欠かせないのではないかと私は考えているのです。そういう状況が取れないのかどうか。今回の法人20万円、個人10万円の部分については十分理解しました。しっかりと進めていただきたい。そのほかに、これから緊急を要する非常に私は経済が将来のまちづくりにおいて、歯抜けのような状況の中で店が潰れていってしまう状況を私は非常に危惧しているのです。そうであるのならば、しっかりとここは非常事態だと緊急事態ではなく、まちにとっては非常事態だということをぜひ理解していただいて、対応策を早急に取っていただきたい。商工会の今回の要望の中にも我々と同じような考え方を

要望しているのです。そういうことからすると、しっかりと商工会の言葉を受け止めて対応していただきたいと思います。

子供たちのことについては今の教育長のお話で十分理解しました。先が見えない状況の中で対応せざるを得ないというのは十分理解しておりますので、しっかりとその辺りも含めて対応していただきたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 富川経済振興課長。

○経済振興課長（富川英孝君） 対応の関係あるいは温かみのある対策というのは、まさにごもっともだということで我々も肝に銘じて、今後も取り組んでまいりたいと思っております。そういった中で固定費の部分に対する支援ということの中でありますと、今回の給付金につきましては基本的には使途を制限しないことを考えてございますので、何にということではございませんけれども、そういった部分にも充当していただければよろしいかと思っております。また、商工会の関係、そういったいろいろな要望、お声をちょうだいするという部分につきましても、真摯に受け止めて、当然コロナの収束状況というのを見極めながら、時期に応じて適切な対策を打っていかないといけないだろうということは今後も想定されますので、そういった部分の検討はしっかりとまいりたいと思っております。

固定資産税の関係なのですが、手元の資料で申し上げさせていただきます。国のほうで出されている資料にあつては、2021年の固定資産税、都市計画税を事業収入の減少幅に応じ、ゼロ又は2分の1とするということが対策として講じられているところでございますが、これは2020年2月から10月までの任意の連続した3カ月間の収入の対前年同月比の減少率が30%以上50%未満は減免として2分の1、50%以上の減少につきましては全額が対象になるということになってございます。2020年の固定資産税につきましては、新たな特例措置、これは事業収入が前年同月比20%以上減った事業者ということになりますけれども、これにつきましても新たな特例措置に基づいて1年間、納税猶予が可能になるという制度構築で、これは国のほうでされているということで、町独自で固定資産税を減免するとかそういったことは、なかなかないかと思いますが、国の制度の中で運用を図っていくことになるということで、資料の中でのご紹介ということの答弁にさせていただきたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） 3月の末に地域の皆さま方に子供たちが学校に通うにあたって、マスクをお願いしたいということで新聞等をお願いしました。現在までに2,000枚集まりました。大変これは想定していた以上に多くのご好意が集まった、寄せていただいたと考えております。そうした地域の皆さん方の子供たちに対する思いであったり、学校への期待というものを十分私どもも受け止めながら、子供たちも今、懸命に耐えているところだと思っておりますけれども、1日も早い学校の再開に向けて、準備をしていきたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時15分

○議長（松田謙吾君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

質問のある方はどうぞ。

2番、広地紀彰議員。

○2番（広地紀彰君） 2番、広地です。今回は経済対策に関わる補正予算に関わって1点質問させていただきたいと思います。並びに学校の対応について1点質問させていただきたいと思います。

まず、新型コロナウイルス感染症対策の中小企業緊急支援事業ということで、これはまちで行う取組の第一弾として位置づけられるのかと感じて拝見していました。私の知る限りでは、飲食店の方たちの減収が半端ではない形でどんどん進んでいます。実際にゴールデンウィークの4月25日から5月6日まで休業している事業者がほとんどの飲食店関係が休業を余儀なくされている状況の中で、この緊急対策の個人事業者に10万円の額の是非はたくさんありましたし、他町の取組の様子も比べてみましたが、ある飲食店の方はこう言っていました。白老町の財政が本当に大変な中で10万円もらえるのは本当にありがたいと、虎杖浜のある飲食店の方、大町の奥で飲食店を営んでいる方たちはそのように言っていました。大きな期待はできないけれど、10万円もらえれば何とかやりくりできると思う。ですので、一刻も早い支援事業の可決と実施を求めるものです。実際に2,050万円あまり、事務費も含めた予算規模ですが、想定されている飲食店で2割以上減収している人、ほとんどだと感じています。ですので、この辺りの予算規模で申請できる事業所、カバーできるのかどうかという点について、まちとしてどのようにお考えか、まずはお尋ねをしたいと思います。予算割れを起こさないことの事業の執行が必要だと考えております。関連して、国の地方創生に関わる新型コロナウイルス感染症に係る交付金1兆円の4月20日に閣議決定なされて、地方創生大臣のほうからも5月中に各自治体から新型コロナウイルスの事業に関わる実施計画を求めていくといった考え方を国としても示されています。こういう形に立って、さらなる影響の拡大に対する事態の把握と追加の支援施策も検討を重ねていく必要があるかと考えていますが、今後の考え方について伺いたいと思います。

また、学校について伺いたいと思います。学校の対応として、道の前教育長が先日、御逝去されまして、おそらくコロナ対策に関わって相当な心労があったのではないかと拝察はいたすところです。白老町も道とも連動することで1学期の行事もほぼ運動会等も含めて1学期中は実施しない、参観日も含めて細やかな部分も含めて実施はしないということで徹底を図ろうとしている考え方については、十分の理解できました。もう5月を控え、またゴールデンウィーク明けていくと1学期も数か月を残すのみとなりまして、2学期はそれでも様々な行事が重なっていろいろと忙しくなる時期を控えています。その中で今後の学校の行事の整理についての考え方を現段階において、どのように整理しているか伺いたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 白杵経済振興課参事。

○経済振興課参事（白杵 誠君） 予算割れしないかどうかということなのですからけれども、対象となる事業者数の想定としては、おおむね2割減ということを除いて考えると、町内の飲食、宿泊、観光産業の旅客交通というところでいくと、150件くらいになるかという想定をしております。その中で、その分が全部に支給した場合の予算ということで、結構広めに取っ

ているところがあります。その中から、20%減に満たないところが対象外になっていくということで、予算的にはある程度余裕を持った数字で上げさせていただいているところと捉えております。

○議長（松田謙吾君） 富川経済振興課長。

○経済振興課長（富川英孝君） 白杵参事のほうからご説明させていただきましたとおり、我々も事業者の漏れがないように予算が割れないようにということで、できるだけ幅広く予算のほうは積み上げたつもりでおりますので、今回上程させていただいております2,051万円という中で何とかこの事業は遂行してまいりたいと思っているところでございます。

それから、今後の考え方ということでございます。広地議員おっしゃいましたように、近々そう遠くない時期に国のほうの臨時交付金の内容がおりてくるのではないかと考えております。それに対しましては、実施計画を策定するということが条件になります。また、諸般の諸々の条件がございまして、白老町にどれだけの金額が来るかというのは現段階では見通せない状況にはなっておりますけれども、先ほども少し触れましたが経済対策という一面にあっては、今回はまず飲食、宿泊、旅客運送業の大変なところに一般財源を投入して支援を行いたいという中でありますけれども、今後についてはこういった臨時交付金を十分に活用して、しっかりと経済対策にも活用できるように検討を進めてまいりたいと思っているところでございます。

○議長（松田謙吾君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 富川課長のほうからあった、今後の1兆円の臨時交付金の在り方含めてのことなのですけれども。町としましても、その対応として連休明けすぐ庁内において計画づくりをしなければなりませんので、その対応を連休明けすぐに開いて図っていきたいと。柱としては、経済対策の今後の在り方も見通ししながら、そしてもう1つは感染予防の対策も柱の1つとして上げながら、計画づくりをしていかなければならないだろうと思っております。今、第一弾としてこういう対策をさせていただいておりますけれども今後、収束がどのように見えてくるのか、その辺のところも見ながらの二弾、三弾の対策は組んでいかなければならないという認識は強く持って、国から出されてくる臨時交付金の在り方等については、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） 現時点における、今後の学校の教育活動についてのご質問だと思います。先日、実は教育委員会と校長会のほうで今、議員からご指摘のとおり1年間で学校が予定している教育活動について、一つ一つ見直し精査をしました。ただ、結論として今言えるのは、なかなか今の状況の中で子供たちにしっかりと安全を確保しながら、こうした予定している行事を全て行うことは難しいというところは共通の理解に達しました。今、ご指摘のように延期ということで、どんどんどんどん2学期に先送りしている状況にあります。これはご承知のように実際問題、これはなかなか全部2学期に先送りしても、実数も足りませんし実際に2学期になったときに本当にどこまで子供たちの安全も確保できるのかということも言えない状況ではあります。基本的には、どこかの段階で判断をしていかなければならないということは十分考えておりますけれども、可能性としてできるのであれば、いろんな形を変えながら工夫

をしながら何かそこはできないかというところであります。ですから、子供たちがいろいろ楽しみにしている行事、あるいは保護者の皆さんが、あるいは地域の皆さんが楽しみにしている行事もたくさんあります。そういった行事も十分押さえながら、どこまでできるのか、どんな方法ならできるのか、本当に無理なのか、その辺りについての吟味は、もう少しお時間をいただきたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 2番、広地紀彰議員。

○2番（広地紀彰君） 2番、広地です。国の地方創生の新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急の交付金についての対応というのは今後、具現化していくといった部分については理解できました。これから、この事業の実実施計画をしていくために獲得を図って、より町内事業者を守っていくといった大義に立つのであれば、この構想が非常に重要だと考えています。その中で言うまでもなく、本来であれば4月に開設している予定だったウポポイの開設が5月に延期で、それすらも危ぶまれる状況が見受けられます。こういった象徴空間の開設を控えるにあたって、それだけでなく非常に事業者の方も町も含めた皆さん、大変なご苦勞をされているところではありますが、より新型コロナウイルスのこういった状況の中で開設を迎えていくと、こういった部分の困難というのは、間違いなくさらに増したようなことになっております。今回の地方創生の一つの考え方としての象徴空間対応と開設をどのような形で町民の皆さまが本当に心から開設を祝福できるような体制づくり、それには当然ですが様々な感染症の対応は国のほうでもしっかりと考えられているとは思いますが、より一層の充実を求められているところではあります。また、事業者の方たちもウポポイの開設を期待して、新規に取り組んでいる事業者さんもたくさんありました。こういった方たちは先の見えない延期にがっかりしています。萩野のある方が千羽鶴を折っていました。計2,000羽、ぜひ解決してほしい、コロナに負けるなど短冊に書いておりました。そういった思いを、どのように具現化していくかというのが、この地方創生の新規の方たちの気持ちも含めて、私たちの構想力が求められるのではないかと考えますが、地方創生の臨時交付金に関わる町の取組の姿勢を今一度お尋ねしたいと思います。また、第二弾も必要ではないかという副町長からの答弁をいただきました。私も同感しておりました、これは一般常識としても、また町の行政の立場としても十分に把握されているのではないかと思います。範囲が相当数に拡大してしまっていて、ある理髪店の方は町内の大きな福祉施設に毎週、髪を切りに行っていたのですけれども、コロナの感染症の関係で施設に立ち入りできないと、そういった部分がありまして収入は2割減どころかゼロだと力なく笑っていましたが。そういった状況が、どんどんどんどん拡大しています。そうした中であって国との関係で休業支援に関わって休業補償を商工会のほうも4月25日から5月6日までを休業とするといった張り紙をしたり、町内の事業者さんたちが休業支援に取り組む環境づくりに精力的に頑張っていましたけれども。そういった関係、今把握しているのであれば把握の申請の状況。別の場所でも言ったのですけれども、うちの業種は申請できるかどうかわからない、ちなみに休業補償の3ページにも及ぶ業種を私も見ました。例えば、理髪店というのはいないのです。ペット美容室はあるのです。ここは、どのように申請したらいいのだろうと、私の立場でもなかなか理解していくのが困難です。もちろん、商工会とも連携していくかとは思いますが、町の体制の充実を

より徹底して緊急電話等の対応も含めて、制度上うちの業種はこうなるのだろうか、どう書いていいかわからない、そういった書式の関係、この支援が重要ではないかと考えますが。事業の支援に関わっての考え方、具体を伺いたいと思います。

学校については理解できました。様々、保護者の方たちの気持ち、地域の方たちの思い、ほとんど人のいない入学式を私も見ました。まばらな拍手の中で新入生が迎えられているのは本当に残念でなりません。何より第一義には子供の発達と学びをどう支えていくかということにあると考えています。その中で特に2月から北海道については全国に先駆けて、学校を休ませている状況にあって、学び残しについての保護者の懸念が相次いでいます。この辺りについて大きな考え方の一つとして、学びをどのように支えていくのか。今も1学期もほとんどこの状況で半分は休みの状況になると思います。学び残しがないように、しっかりと支えていくということが第一義ではないかと考えますが、その辺りの考えを最後に伺いたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 竹田副町長。

○副町長（竹田敏雄君） 何点かありました。お答えしていきたいと思います。まず、1点目なのですけれども、ウポポイの開設の関係です。5月29日という予定になっておりますけれども今、緊急事態宣言そのものがどうなるかわからない状況ではありますけれども、ここの部分につきましては国にほうに相談しながら、仮にオープンするのであれば適切な方法、又は延期という部分については、できるだけ早くそういったことが地元のほうにお知らせしていただけるように努めていきたいと思います。

2つ目の経済対策についての関係で今後の対策なのですけれども、いろいろなことがコロナ禍の影響で町内にたくさんの課題が出てきています。これらのことを、できる限り改善していく、あるいは対応していくということは必要だと思っておりますので、できる範囲というのはある程度の部分はあるかもしれませんが、今後につきましては経済対策ということで第二弾ということも含めて、交付金の部分も考えながら努めていきたいと思っています。

最後に休業の支援の状況につきましては、担当課長のほうから直接説明いたします。

○議長（松田謙吾君） 富川経済振興課長。

○経済振興課長（富川英孝君） 北海道からの休業協力という中でのお話かと思いますが、一応、資料の中で新型コロナウイルス感染症に係る休業要請等の対象施設一覧というのがございまして、先ほど広地議員がおっしゃったのですが、3ページにあるのが基本的に休止を要請する施設ということで3ページにありまして、2番として基本的に休業要請を行わない施設、ただし適切な感染防止対策の協力を要請するというものが2枚ものでございまして、こちらのほうに最後その他という中であって理髪店、美容院というのが入っておりますので、こちらは一応、休業要請の対象施設ではないという取り扱いかと思っております。

実際に休業要請に伴う協力金の申請につきましては、本日から受付が始まるということになってございまして、受付の締め切りが7月31日までということで、おおむね3カ月間と7月31日の消印有効という状況でございすけれども、宛先といたしましては北海道のものでございすので、北海道休業協力感染リスク提言支援金というところの担当に出していただくと、そういった中でまだ北海道のほうも5月中旬以降の宛先については変更になる可能性があるという

こともありまして、まだまだ受付はしようという部分にはなっていますが、しっかりここがやりますというのはまだ準備中という状況なのかと思っています。また、基本的には感染症の拡大防止のため、持参による申請は行っていないということです。情報をしっかり得ていただいて、そういった中では郵送あるいはインターネットでの申請というのが基本になるかと思っています。我々も4月の下旬の休業要請の4月25日の本当に1日、2日前に北海道胆振総合振興局のほうから休業要請についてのチラシをいただきまして、公共施設等あるいはホームページ等で周知したということで、なかなか周知については動きながらという状況がございまして、そういったものも適切に把握しながら、しっかり情報提供ができるように努めてまいり、その辺は商工会さん等としっかりと情報共有をして連携してまいりたいと考えているところです。

休業状況というのは、商工会さんのほうで25日以降、商工会として押さえていて、その数字については私どもではまだ把握していないということになってございます。

○議長（松田謙吾君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） ご質問いただきました、学び直しへの対応ということでありますけれども、大きく2つ方法を考えています。1つは、どれくらいのが未履修なのか、そのこの実態をきちんと学校として押さえてもらう。その上で年度始めがズレてしまいましたけれども。当初は年度がスタートしたときに、まず今できるものは指導してしまおうという取組です。これを実際に1週間から10日くらいありましたので、少し取り組んでいます。全て取り組む前にまた臨時休校になってしまいましたので、結局そこは未消化のままになっています。あと2つ目の方法は、学習というのは子供たちが学ぶ内容というのは、常に一つ一つが独立ではなくて前の学年の学習した内容と今年、学習する内容は常に関連がありますので、今年これから子供たちが学んでいくときに前年度の未履修部分を関連として取上げていくという取組方を組み合わせ、子供たちの学び残しがないように、この辺については校長会とも十分に打ち合わせを行っておりますし、学校のほうでもきめ細かい対応を計画しております。今年度は各学校に教員以外に学習支援員というのを配置させていただきました。こういった支援員も活用しながら今後、学校が再開したときに授業時間以外の放課後ですとか休み時間ですとか、そういった時間も活用しながらできる限り授業の充実含めて取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） 5番、西田祐子議員。

○5番（西田祐子君） それでは何点かお伺いします。まず、特定定額給付金の実施ということで10万円をいただくということ、これについて2点ほどお伺いします。まず、1つ目は郵送申請方式ということで、②のところですか。コピーをくださいということになっておりますけれども、全世帯と考えますと大体9,000少しくらいあると思うのです。世帯主の方がといったときには大体、似たような数かと思うのですけれども。そのコピーをどこでするのかと問題になってくると思うのです。私たち、普段一般の町民というのはコンビニでコピーしていますけれども、それだけで足りるのかどうなのかとなってきたときに、役場の施設とか関連施設の出張所とか、そういうところでコピーをしてあげないと、申請したくても反対にお店がコピーする人で溢れてしまっていて、おかしくなってしまうのではないかとと思うのですけれども。この辺の対策を、

どのように考えているのか1つお伺いします。

2点目に申請するときには、世帯主が申請ということになってはいますが、施設に入居している方いらっしゃいます。そういう方々は施設で申請されるのか、それとも世帯主の方が申請されるのか、その辺のお考えをお伺いいたします。

3点目なのですが、今回のことで商工会と国とかいろいろやっているものですが、そのほかに社会福祉協議会のほうで生活福祉資金緊急小口資金ということで、特例の貸付を行っています。これは、3月25日以降に受付を申請して受けているのですが、昨日お電話で伺いましたら町内で19件申請があると聞いています。これは、あくまでも借りるのです。これ自体がこの人数借りているということになってはいますが、白老町でも事業主に対して法人には20万円、個人には10万円となっていますが、これから漏れるような方々がいらっしゃいます。例えば勤めていた方々とか。そういう方々なども借りている可能性があるし、また小口緊急資金をさらに借りる人たちもいると思うのです。そうなってきた場合の、こういうものを返済していかないとならない、なるべくなら今回の白老町でやる事業の漏れている方々、こういう方々がいらっしゃると思うのですが、これについては第二弾で考えていただけるのかどうか。事業主ばかりではないと思うのです。そこで勤めている方々も出勤しないでくださいとか、アルバイトがだめになりましたよとか、そういう状況になったときにどうされるのかと。そういう方々を救う手立てを何か考えているのであれば、ぜひお伺いしたいと思います。

最後に1兆円の交付金に対して町への割り振りの金額というのは、先ほどは特になかったのですが、これから事業を組み立てていくとおっしゃっていましたが、町として考えられるのは全国に1兆円を振り分けするわけですから、大体どの程度の金額くらいであったら、白老町として組立てして、それをいただけることになるのか概算で結構ですから、お考えなのか。規模というのは、白老町の財政にとってはとても大事なものだと思いますので、それをお伺いします。

最後に10万円いただくと、ざっと予算で16億円白老町に入ってくるわけなのです。このお金を町内で使っていただけるように考えていかなければいけないのではと思います。全額を使ってくれというのは無理だと思います。町民運動として、なるべくなら町内でみんなで使いたいという、そういうこともPRしていかないとダメなのではないかと思うのですが、その辺をどのように考えていらっしゃるのか、お伺いします。

○議長（松田謙吾君） 高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） まず、1点目の郵送方式の場合の添付書類のコピーのお話でございましたが、おっしゃる通りに、今回、臨時交付金を迅速に出しなさいという考え方と、もう1つは感染予防対策をしっかりとしながらということで、国のほうでは郵送方式ということとオンライン方式ということの直接なかなかれ触れ合わないようなことでの対策ではございません。その中で、コピーというものが今おっしゃったように、ご自分でお持ちの方とか職場でやれる方はいいかと思うのですが、一人暮らしの方ですとか周りに親族がいない方というのは非常に困りだと思います。そこで、先ほど申し上げたようなことで役場庁舎の窓口にも

置くということで考えていましたけれども、今おっしゃったようにほかの公共施設、こちらのほうも対応できるかどうかということで窓口の分散化というのは進めていかなければならないと考えております。

病院含めて施設関係の申請です。大体、住民票を施設に移されている方というのもおりますので、そういった方々は代理人が申請するということができるという方法にはなっております。ただ、お金が絡むことで親御さんもおられますでしょうし、選挙のように例えば施設が法律で届出制になっていて、どこの施設でもできますというものの仕組みまでは、しっかりできていないものですから、この辺は施設のほうに私どももできる限り協力していただくことで案内していかなければならないと思っております。

○議長（松田謙吾君） 工藤企画課長。

○企画課長（工藤智寿君） ご質問の中にありました、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について私のほうからご答弁させていただきたいと思っております。現在国のほうでは本日、4月30日これから参議院の予算委員会の中で採決ということで、その後に予算が成立する予定ということになっているかと思っております。その中で私どもも情報が全て掴みきれてございませんが、今言われているのが実施計画の策定、提出が必要だということまで聞いておまして、各担当課含めまして会議体を設けて、どういった事業ができるかということも含めて、検討させていただいている最中でございます。なお、金額については、都道府県と市町村の割り振りという部分もございますので、まだまだ金額がいくらということは国のほうからも示されておりませんし、北海道からの情報はいろいろ聞いてはございますけれども、まだ分からないということもございますので、出てきた金額も含めて中身も検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（松田謙吾君） 藤澤危機管理室長。

○危機管理室長（藤澤文一君） 先ほどの高尾課長、総務課長の質問に補足したいと思います。10万円の給付金の件ですけれども、郵便による申請の場合、本人確認のためのコピー、これにつきましては申請書の様式に例えば今、水道料金ですとか公共料金を口座から引き落としされている方、これを選択していただくと本人確認のためのコピーはつけなくていいとなっておりますので、その口座を使いますということを選択していただければ、コピーは必要ないということでご理解いただければと思います。

○議長（松田謙吾君） 富川経済振興課長。

○経済振興課長（富川英孝君） 今回、上程させていただきました支援事業から漏れている人、あるいは個人への対応ということでございます。先ほど、西田議員おっしゃったとおり個人向け緊急小口資金等の特例ということで今回、20万円ということで据え置き1年で償還については2年に延長されたというところで、国としてはこういうことで現状は対策を講じているというところでございます。我々といたしましては、個人の方に対してというのは、国のほうでもなかなか制度がございませんので、その辺をどう見定めていくかというのは非常に悩ましいところかと思っておりますが、臨時交付金ですとか、そういった部分の中で漏れた方というか、そういった中に対してはいろいろ考えてはみたいと思っておりますが、今の段階ではなかなか検討し

ますというところの答弁は申し上げにくいところかと思っております。社会福祉協議会さんがこの事業は扱っているという状況でございますので、臨時交付金の計画策定については、感染予防ですとか地域経済の活性化ですとか、あるいは住民生活の支援というものが想定の実業には上げられておりますので、そういった中で少し計画策定の中で検討材料にはなるかということかと思っております。

○議長（松田謙吾君） 高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 定額給付金の10万円を今後、町内飲食店に誘導する方法ということでございませけれども、こちらにつきましては、おっしゃるとおりこのお金はいろいろ国のほうの議論の中でもありましたように、一律給付にしてしまうと貯蓄に回ってしまう人だとかということが多という中で、いろいろな議論の中でこういった10万円の一律給付というものが最終的になったこととございませけれども、10万円については、議員の皆さんがおっしゃっているように町内経済が非常に厳しい状況になるということで、今までも地産地消だとかという取組はしてございませけれども、そういった部分も含めて町内消費喚起の取組ということも今後の対策の中で考えていかなければならないと思っております。

○議長（松田謙吾君） 5番、西田祐子議員。

○5番（西田祐子君） 大体わかりました。1つは、先ほどコロナウイルスの関係で町のほうも対策をやってくださるし、国のほうでも出していただいていると。ただ、このたびの道の対策としてスナックとか飲食店に対して20万円、飲食店に関しては夜7時以降にお酒を出さなければ10万円を出しますという、この対策はなかなか急だったもので大変だったと思います。これから手続きをして受給していただけるわけです。そのときに、町と商工会が関連するところが一緒になって速やかに受給していただける対応は必要なのではないかと思っております。これから先、いろんな手続きをするのに大変だと思います。町民の方々、事業をやっているの方々。その中で、まちがどれだけ主体的にその方々に寄り添って細かいことまで相談に乗ってあげられる体制をつくっていくかというのが非常に大事になってくると思いますので、そこは臨時対策室もつくるとおっしゃっていましたが、役場職員一丸となってやっていただく姿勢が是非欲しいと思いますけれども、最後にそのような姿勢があるということを確認させていただいて質問を終わらせていただきます。

○議長（松田謙吾君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 今、るる対応についてはご批判もいただきながら、今後のやろうとしている取組についてのご説明もさせていただきました。これまでも、このコロナの感染が出てきてから、対策本部をつくり、そして庁舎一丸となって対応はしてきているつもりでございます。今、議員からご指摘ありましたように、今度は感染予防のみならず、このような経済対策それから個人のもっている今の生活状況の補償も含めまして、役場がどういう対応をしていかなければならないかというのは非常に重要な役割だと捉えておりますので、人が全てコロナ対策だけに注入するということはなかなか難しい部分もありますけれども、しっかりと今のコロナ感染の拡大を少しでも収束に向かえるために、役場職員一丸となって取り組んでいくことだけはここで表明させていただきたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） 藤澤危機管理室長。

○危機管理室長（藤澤文一君） 先ほど、私が答弁した中でコピーの取扱いで誤りがございました。先ほど、公共料金の口座から引き落とす場合、コピーはいらないとお話ししましたが、いらないの通帳のコピーがいらないということであって、本人確認のコピーは必要だということで訂正させていただきたいと思います。

○議長（松田謙吾君） それでは、2番、広地紀彰議員の先ほどの答弁漏れがありますので、答弁をいたします。

富川経済振興課長。

○議長（松田謙吾君） 富川経済振興課長。

○経済振興課長（富川英孝君） 申し訳ございません。先ほどの休業要請に応じている事業者数ということでございます。主に飲食業を中心にとということでございますけれども、商工会さんのほうで確認が取れている件数といたしましては、25件となっております。

○議長（松田謙吾君） 暫時休憩をいたします。

休憩 午後12時00分

再開 午後 1時00分

○議長（大淵紀夫君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

質疑のある方は、どうぞ。

13番、氏家裕治議員。

○13番（氏家裕治君） 特別定額給付金の新型コロナウイルス感染症緊急対策の部分、全世帯に10万円ずつ送られるということで、2ページ目の申請方法等というところにもあります。郵送申請方式のところなのですが、②の受給権者は申請書に振込先口座情報を記入して、当該振込先口座の確認のためマイナンバーカード、運転免許証等の写し等の本人確認書類及びとなっています。及び振込先口座の金融機関名、口座番号、口座名義人の分かる通帳やキャッシュカードの写し、この及びとなるとこれもかという話になるのではないかと思います。又はという分の終わり方だと、そういうことにもならないのかと思いますけれども、いずれにしても、この辺の解釈の仕方が、このとおり郵送で送られてきてしまうと、高齢者の方々は特に分かりづらく、これだけのものを全て揃えなければならないのかという話になってしまいかねない気がします。この辺だけは、もっと簡素化できる例えば本人確認ができる免許証だとか保険証だとか何か1点、証明できるものということの中で何とかできないものかと思ったり、そういったことを簡素化していく中で、郵送申請方式による申請書を5月22日頃から全世帯に発送しますとなっていますけれども、これはもう少し早くならないかと思ったりするものですから、お伺いしておきたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） まず、及びのところでございますけれども、こちらはあくまでも本人確認書類が1点と口座番号の分かるものが1点という中身でございます。今、おっしゃったように本人確認書類でも国の通知のまま書かせていただいた部分でございますけれども、免

許証がない方は保険証等となりますので、お知らせ文にもその内容は書かれていますけれども、あまりこと細かには書いていません。例えば、生活保護の方ですと生活受給者証ということも出てきます。本人確認書類もいくつか種類があるということで、もしわからない部分がありましたらお問い合わせをいただくという方法も、ぜひ活用していただければと思います。

それと、早めにとということだったのですが、実はいろいろ報道等でも先行してやっている自治体もございますけれども、それぞれの住民基本台帳と連動させてやるということになるのですが、うちも鋭意いろんな方法をシステム会社とも相談しましてやったのですが、最速でもシステム改修にのみに15日までかかってしまうというところがございまして、そこは動かせないというところがございます。その中で、そのあと改修だけしてもらったものを町のほうにいただきまして、それから打ち出しは自分たちでやって、申請書に世帯が打ち出されるのですが、そちらのほうの確認ですとか、そういうものをするということで3日程度取らせていただいて、そのあと申請書の発送ということになるものですから、私たちができる範囲のことは十分に進めていきたいと思いますが、最速でこの程度の日程がかかるということで本日お示しさせていただいたというところがございます。

○議長（松田謙吾君） 13番、氏家裕治議員。

○13番（氏家裕治君） 課長の言われることは十分に分かります。分かりづらい文章を例えば受給者の方々に送ってしまうと、それだけ多くの電話が役場に殺到することになるでしょう。それは、避けなければなりません。本人確認証と例えば何々と何々くらいがあればいいのだとか、ここにも書いてあるではないですか。振込先口座の情報、それとその人を確認するマイナンバーだとか運転免許証、これぐらいで十分なのでしょう。銀行に行って自分の預金口座を下ろそうと思っても、必要なものはそれくらいではないですか。そういったことであれば、こういった文章で受給者の方々に文章が送られていくとすれば、分かりづらくなってくる、こんなに必要なかしら、役場に電話してみましようといった電話が殺到するような話になっても困るものですから、今お話ししているだけで、簡素に分かりやすく町民に伝えられるような文章の発送にしてほしいと思います。

○議長（松田謙吾君） 高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 氏家議員がおっしゃるとおり、極力分かりやすい文章ということで進めたいと思います。先ほども言った、水道料金の口座を使う場合はだとかいろんな項目がございます。あまり長く書き過ぎてしまってもという心配も無きにしも非ずで、そういったことで記載例もきちんとつけた形で本人のほうには申請書を出すということで考えてございます。それでも分からない場合は、問い合わせをいただくということで、問い合わせはどうしても高齢者の方が多かったりということもありますので、その辺は十分に体制を整えて進めていくということと、今おっしゃったように極力分かりやすい表現、簡潔な表現で進めたいと考えています。

○議長（松田謙吾君） 13番、氏家裕治議員。

○13番（氏家裕治君） 氏家です。分かりました。いずれにしても、まずは受給者の方々が申請書もらったときに、分かりやすい文章で整理をしていただきたいということです。世帯

主に全て振り込まれることとなりますから。例えば、世帯主が口座を持っていなくて配偶者の方が自分の口座がなく電気料金などの話があったではないですか。引き落としの確認は、うちは奥さんのほうの通帳の中で引き落とししたりしているので、そういうことも考えると、その辺の手続き関係が面倒くさくなるような話だけは書かないほうがいいかもしれないし、例えば世帯主の口座に振り込みますというのであれば、世帯主の預金口座の確認書と本人確認があればいいわけでしょう。そういう、あまり面倒くさくはしないようにしたほうがいいかと思うのです。あれもあります、これもありますいろんな引き出しを広げてしまうと迷ってしまうこともあるかもしれないので、課長が見て担当課で考えた中で、これ以上は引き出しは広げないほうがいいかなと思う部分は、簡潔な方法で振り込まれるような仕組みづくりをしっかりとしていきたいということなのです。

○議長（松田謙吾君） 高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 私の近くに親が住んでいるのですけれども、国から送られてくる書類だとか相当、親切に書かれてはいるのですけれども、なかなか読むこと自体を最初から諦めている部分も実際にうちの家庭の話ではございますけれどもありますので、なるべく簡素で先ほども言いましたように分かりやすくということの表現で、複雑にすればするほどよく分からなくなるということと、実際に申請書様式は代理人も書くところがあったりだとか通帳もあったりということで、非常に複雑な部分がございます。その辺をどこまで書くかというところは私もしっかり精査していきたいと思えます。

○議長（松田謙吾君） ほか、ございますか。

3番、佐藤雄大議員。

○3番（佐藤雄大君） 3番、佐藤です。中小企業等緊急支援事業について幾つかお伺いします。先ほどの答弁で150件、対象の町内事業者があるとのことでしたが会員、非会員含めて150件でその150件全てに給付されるという認識でよろしいかが1点と。町内消費喚起についてもお話ありましたけれども、その具体的な取組について実施していく予定があるものについてお伺いいたします。

○議長（松田謙吾君） 臼杵経済振興課参事。

○経済振興課参事（臼杵 誠君） ただいまのご質問、先ほどの私からの答弁で150件ほどと申し上げましたが、そのうち商工会の会員がおおむね70件ほど、差し引き残りの80件強ぐらいが非会員といったところになっておりますが、想定される飲食、宿泊、旅客運送業ということで町内に存在しているそれらの業種をほぼ全部拾えるものを拾ったときにそのぐらいの数になります。そのうち今回の事業の要件として2割以上売り上げが下がっているですとか、主たる業務ですとかということの中で対象にならないところもあるので、それで落ちていくところが何件かあるかといった認識でございます。

○議長（松田謙吾君） 富川経済振興課長。

○経済振興課長（富川英孝君） 今、臼杵参事のほうで申し上げましたが、おおむね150件あるうち70件程度が商工会の会員で、それ以外は非会員という中にも、そういった部分を幅広に一定程度想定して先ほどの広地議員の中でもご答弁させていただきましたが、できる限り幅広に

拾って予算のほうは積み上げさせていただいたと。その中で全てということではなく20%程度の売上げの減少、そういったものに対し支給をしてみたいと思っているところでございます。

町内消費喚起の考えについてということでありまして、現在テイクアウトですとかデリバリーの関係もおそらくあるのかと思っておりますけれども、今回につきましては商工会さんのほうが自主的にテイクアウトのメニューですとかそういったものをつくっていただいていると、町といたしましてはコロナで緊急性を要する非常に困っている方への支援ということで今回の予算を計上させていただいたと、これでおそらく終わりではないと思いますので今後、先ほど来お話ありますとおり臨時交付金、そういったものの活用も視野に入れながら町内の消費喚起については引き続き検討してみたいと考えているところであります。

○議長（松田謙吾君） 3番、佐藤雄大議員。

○3番（佐藤雄大君） 3番、佐藤です。町内事業者さんについては分かりました。私もヒアリングしている中で非常に助かるという声も出ていますので、ぜひ早急に実施していただければと思います。

町内消費喚起についてなのですけれども、今後もまた第二弾とか第三弾で出てくるかと思うのですが、テイクアウトの推進、町内で消費を促すためにホームページでテイクアウト、出前一覧のものを商工会と観光協会さんでつくっているとこのことでしたが、それを紙で見えるようにしてチラシとして全戸配布だったり、推進していくことが必要になってくるのではないかと感じますので、その点について最後伺いたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 富川経済振興課長。

○経済振興課長（富川英孝君） 実際のところ、今回の商工会さんからの要望でも広告宣伝費等々いただきたいというお話はありました。そういった中では今後、時期を見て支援必要かどうか改めて検討してみたいと思っておりますが、とにかく今現在はこういった自粛の中で、まず直接的に影響を受けていらっしゃる方への現金支給といたしますか、そういったものをまず最初に通させていただいてということを考えてございます。いろいろとテイクアウトの関係につきましては、例えば北海道登別洞爺広域観光圏協議会のほうでも室蘭市さんのほうのサイトになりますけれども、そういったものとの連携を図りながら周知していきたいとか、そういったところもございますので、いろいろな方法を今後も検討してみたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） ほか、ございますか。

4番、貳又聖規議員。

○4番（貳又聖規君） 4番、貳又です。私のほうからは大きく4点質問させていただきたいと思っております。まず、1点目が子育て世帯への臨時給付金に関連して、今回の議案書でいくと7ページの会計年度任用職員、この考え方8名で3カ月というご説明がありました。この8名、3カ月と決めた部分のお考え方、要はもっと増やせないものかどうかということも含めてご質問させていただきます。また、今、白老町内も失業される方が増えてきていると考えておりますが、この会計年度任用職員を採用するときに失業者の皆さまを優先するのですとか、そういった

たお考えがあるかお聞きいたします。これに関連して今、自治体に保育園等お子さんが通っているご家庭でいくと保育園のほうも休園ということになっておりまして、なかなか保護者の悩みとしては保育園に相談してもお父さん、お母さんのおじいちゃん、おばあちゃんが近くにいれば面倒をみてくださいますとか、お仕事があってもそこは上手く調整してくださいというお話がありますが、小さなお子様を抱える家庭にとっては、これが長引くとかなりストレス等で手助けがほしくてもいただけないという現状もありますので、そういった方々の悩みを解決するようなケア、対策が今後考えられているかどうかお伺いいたします。

2点目であります。新型コロナの11ページに関連して、新型コロナウイルス感染症対策の中小企業等緊急支援事業についての関係でございます、同僚議員のほうからも質問ありましたが、私ども会派みらいとしても要請書を提出させていただきました。そして、白老町商工会からも4月16日付で緊急経済対策への対応に関する要望書、これが提出されているところでございます。対策の内容としましては8項目ございまして、1点目が公共料金の支払い猶予、減免について上下水道料金等の関係でございます。2点目が国民健康保険税、固定資産税等、町税の猶予、減免について。3点目が飲食業向け家賃の補助についてでございます。この8項目のうち3項目は我々、会派みらいとしても要請した内容でございますが、今回この中小企業等緊急支援事業としての2つの内容については、とてもありがたいものだということで我々は認識しておりますが、ただ私どもも事業者の方々のお悩みを聞く中では1つ課題は固定費である。その中において、政策決定過程の中での優先度、どのような形で進めてきたのか、その部分を確認させてください。その中において、固定資産税の関係については先ほど経済振興課長のほうから答弁ありましたが、固定資産税については2021年度国がというお話がありましたが、この固定資産税はすなわち償却資産、土地、家屋からなる固定資産税であります。私が把握していたものでいきますと、償却資産ということの情報しかありませんでしたが、土地、家屋も含めてそういう動きがあるのかどうかご確認いたします。

3点目でございます。こちら、商工会の要望書の中でも飲食業等に係るテイクアウト、デリバリーなどの広告宣伝、先ほど佐藤議員のほうからも質問もありましたが、その関係についてまちがお金をかけて進める事業、これももちろん大事であります。お金をかけずして地域の皆さまと支え合う経済対策、これも非常に大事だと私は考えております。その中において、私ども会派のほうからも要請書を出させていただきましたが、例えば役場内でのお弁当の推進、町内向けにお昼だけではなくて夕食時のテイクアウト、デリバリー、これも町内の飲食店の皆さん頑張っていると思います。そういったものの町内向けの推進、この部分についての現在の進捗状況はいかがかお伺いします。先ほど、これに関連して経済振興課長のほうから答弁ありましたが、例えば室蘭の情報サイトと連携してというお話がありましたが、実はすでに白老町の中でしらおいナビという白老町の観光情報発信等をするインターネットのサイトがあります。今、こちらではフェイスブックやインスタグラムを活用して、町内のお店の例えばテイクアウトメニューを食べたら、ハッシュタグ白老エール飯ということで、皆さんそれを全国に広めてくださいという運動が町内の中で起きております。この部分でこういった情報が役場の中で押さえられているか、押さえられているのならば、こういった部分と連携するのが私は非常

に大事かと思しますので、その辺の考え方を伺いたします。

最後に4点目でございます。教育の部分でございます。先ほど来、同僚議員の方からもこの点については質問がありますが、やはり今、小、中学生の学力を維持するこれが大きな課題になっていると思うのです。その中で今、もう国や道も推進しておりますが会議はテレビ会議、オンライン等を使った取組になっております。その中で例えば教育長の答弁の中で教員の方がご自宅に伺うという事例もお話しされましたが、今後もしもこれが長期に至る部分では保護者の皆さん子供たちの学力、これは非常に悩まれている大きな悩みかと思うのです。そのようなときに、例えばオンライン授業を導入するですとか、そういったお考えがあるかどうかお聞きいたします。

○議長（松田謙吾君） 富川経済振興課長。

○経済振興課長（富川英孝君） いくつかご質問いただきましたので、ご答弁させていただきます。まず、経済対策にあたっては家賃補助など固定費に対する考え方が必要だったのではないかと、市内の議論がどのように進められてきたかというご質問であったかと思っております。もちろん家賃の関係につきましても、検討の中にはございましたが、そういった条件を付すということではなく、今回はまず飲食、宿泊、旅客運送業そういった方々に使途に制限のない給付金を出すことということで、実際には検討してまいりました。ですから、そういった中では飲食などは特にそうだと思うのですが、家賃のかかる部分がありますけれども、こういった分を給付金として出すことによって、そういったものに充当してもらえるとといったことも含めて今回の制度構築に至ったということと考えてございます。

それから、テイクアウト、デリバリーの関係で地域の皆さまと支え合う経済対策ということで、今後のデリバリーの関係ですとか進捗状況というご質問であったかと思っております。先ほど来、お話しさせていただいていますが、まさに会派みらいの皆さま、あるいは商工会のほうからもデリバリー、テイクアウトの関係についてはご提言をいただいているという中であって、議論の中では当然検討はしてまいりましたが、先ほど来、重複した回答になりますけれども、まずは皆さんに飲食、宿泊、旅客運送業の皆様は現金を給付金として届けたいということで本日の上程に至っているということでご理解をいただければと思います。しかしながら、役場市内という言い方になりますけれども、そういった中ではいろいろな事業者さんがデリバリーといいますか出前といいますか、そういったものをしていただいて、予約注文だとかそういった部分、水曜日にパン屋さんが来ているというのはありますけれども、それ以外に予約を受けて届けに来るといふ、そういったものに対しては事業者さんの積極性とか経営努力ということになりますけれども、そういった部分については町職員としても協力して先般も非常に皆さん好評だったという状況かと思っておりますので、まずはそういう身近なところから機会を得て努力、協力をしてまいりたいと考えているところでございます。

白老エール飯につきましては、しらおいナビさんの部分で取組まれているというのは、私は詳細は詳しくは存じ上げてはおりませんが、しらおいナビさんがこれまでも様々な町内の発信をいただいて、あるいは先般も町長との会談といたしますか、そういったことで発信をいただいたとか、そういうことで昨今のSNSを活用した情報発信というものは非常に有益だ

と考えておりますので、行政としてもあるいはそれぞれの立場で民間の方々も含めて、いろいろな発信方法があるのだらうと思っておりますので、今後そういった中ではお互いに連携をとりながら、情報の膨らみとかそういったものを広げていけるようなことの実行はしてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（松田謙吾君） 渡邊子育て支援課長。

○子育て支援課長（渡邊博子君） 保育園の保護者の悩み、ストレスについてのご質問にお答えいたします。ただいま感染拡大防止のために、登園自粛や外出自粛を行っているところであります。そのため、在宅時間が延びることによって親や子のストレスが高まること、それはとても懸念されているところでございます。学校や保育園、母子保健事業などと連携をしながら親子の状況を把握すると、その上でもし心配なご家庭などがありましたら、定期的に訪問をしたり電話などで悩み相談を受けるとかという体制を取っていきたいと思っております。改めてなのですが、相談窓口が子育て支援課、ほかにもいくつかの相談窓口がございますので、SNS等を使いまして、こういうところに相談窓口がありますということで、親にも改めての周知を行っていきたいというところでございます。

○議長（松田謙吾君） 大塩税務課長。

○税務課長（大塩英男君） 固定資産税に関するご質問でございましたので、私のほうからお答えさせていただきます。コロナウイルスの緊急対策の税制措置の一環ということで、来年度令和3年度の固定資産税の軽減措置というのが、こちらは地方税法の改正ということでもうけられるという予定になってございます。こちらは本年の2月から10月までの任意の3カ月間の売り上げが前年同比で50%以上減少している中小企業の方々については固定資産税をゼロにするという軽減措置になってございます。貳又議員からご質問あった、土地や家屋もというお話しございましたが、現状のところ対象としましては償却資産と事業用家屋ということになってございます。一両日中に地方税法の改正案が施行される予定となっておりますので、そちらが法律が改正になりましたら、条例改正を含めて上程のほうさせていただきたいと考えています。

○議長（松田謙吾君） 高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 2点目の中で会計年度任用職員の雇用の関係ございました。先ほど説明させていただいたように8名の会計年度任用職員のフルタイムを予定してございますけれども、こちらにつきましては4月22日からハローワークのほうで募集をかけてございまして、もちろん失業者だとか調査した中ではなかなかいなかったのですが、よく就職が延長にされた人だとかだめになった人だとかというものも含めて、皆さん応募をかけています。現在、22日からかけているのですけれども、なかなか実際には人が集まらないという状況もございまして、今、1名が5月1日から勤務という段階でございまして、今後さらに8名ございまして、パートも含めると8名の分の予算の中で人数を増やすこともできるかと思っておりますので、その部分についてはぜひ応募していただければと思います。

○議長（松田謙吾君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） 4点目のオンライン授業についてでございますけれども、テレビの

報道などでもいろいろ私学で先行的にタブレットを使って、それぞれオンライン授業が行われているということに関しては、私も興味深くそのことを捉えております。現実的に町内でそうした環境にあるかといえば、学校の環境も含めて家庭の環境も、それぞれパソコンをどれくらい持っているのかとかWi-Fiの環境がどうなっているのかですとか、その辺りについてはまだ十分実態を掴めていない状況にあります。ただ一つ、文部科学省のほうで緊急支援パッケージというものがあまして、そういった家庭に対してのWi-Fi機器を貸与するという政策もございます。予算が大変少ないので全国的にはあまり広がらないかもしれませんが、教育委員会の中では、こういうものも活用しながら、実際にそういう機器をお貸ししていくことでパソコンがなくても、例えばスマホなどでいろんな学びガイドということで様々な情報が提供されておりますので、そういったものも活用しながら子供たちが学習していけるのではないかと考えておまして、実際にこのことには手を挙げておりませんが、今後こうしたことについてもいろんな補助メニュー含めてあれば、積極的に環境の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 4番、貳又聖規議員。

○4番（貳又聖規君） 一通り、ご説明いただきまして理解はいたします。その中であって、一番大事なのは町民の皆さまが抱える悩みというのは、それぞれ違うと思うのです。子育ての関係でいくと渡邊課長のほうから答弁あったように、そういった方々の痛みに寄り添いながら考えられている。教育のほうも国の動きを踏まえて考えていらっしゃるということで、必要なのは現場、現実、そして町民の皆さまの痛みをどれだけくみ取りながら、その課題を解決できる施策を講じられるか、それはお金をかけるだけではなく、かけなくてもできるものが私はあると考えております。もう一度確認いたしますけれども、今こその窮地を脱するためには白老町、役場から職員の皆さんの思いを町内に発信して、何とか町内経済、まちを何とか支えながら盛り立てていこうという熱量が一番大事であって、その熱量をいかに町内に伝播していくか、それが全道、全国に伝播するかということで、考え方は変わってくると思うのです。その中で、私としてはこだわるのは役場の中での例えばお弁当を皆さんで取りませんか、これはなかなか難しいことかもしれませんが、そういう小さなことから町民の皆さまに広げていくことで、皆さんで支え合うまちづくり、これこそが協働のまちづくり、5つの輪を重視したまちづくりに考えると私は考えると思いますが、そこを確認して質問を終えたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 先ほどもご質問等、ご意見いただきましたけれども貳又議員かご指摘あったように今こそ役場が現場として現実をしっかりと見ながら、それに対応していかなければならない重要な時期だと、そういう認識は私も含め役場職員一同しっかりと持っているつもりです。具体的に今も御指摘があったように、昼食の出前といいますかデリバリー、そういうことについても先日も課長会議で私のほうから職員に対して、そういう機会を1週間に1回でも2回でももってほしいということもお話ししましたし、実際に私たち何人かで町長含めて毎週、出前を各店舗から1店ずつ回しながらいただいております。そういう小さなことですが、ご指摘にあったような役場として役場の職員としてしなければならないことについては、

さらにしっかりと見つめながら、できることをできる限り取り組んでまいりたいと考えておりますので、いろいろなことにお知恵をまたお貸しいただければと思っております。

○議長（松田謙吾君） 10番、小西秀延議員。

○10番（小西秀延君） 皆さんからいろいろな質問が出ているところですが、中小企業等の緊急経営支援事業についてですが、こちらのほう本当に苦しい状態で期待されている方が多いと思います。この説明資料の中では実施概要ということで、白老町の商工会さんが主体となって白老町は補助金を商工会さんに出すということになるのだらうと思いますが、これのおおむねのスケジュール、いつぐらいから申請を始めて、またその中の申請を始めるにあたって周知をどのようにしていくのか、商工会さんの会員になられている方は商工会さんから発信もすぐできると思いますが、80件あまりは商工会さんに所属をされていないということでございますので、周知の方法も現在のところ、どのように考えておられるのか、支給はいつぐらいから始まっていくのか、おおむねのところでもわかれば町民も期待されている方が多いので、その辺のご説明を願えればと思うのですが、いかがなものでしょうか。

○議長（松田謙吾君） 富川経済振興課長。

○経済振興課長（富川英孝君） 本件につきましては、本日上程させていただきまして、可決いただきましたらすぐにでも商工会に対して事業補助を出していきたいと思っております。そういった中では今、予定しておりますのは5月8日からの受付を開始する予定にしております。5月8日から受付をして締め切りを6月30日、おおむね2カ月間の申請期間を設けて事業を進めさせていただきたいと考えております。本日、4月30日の上程ということでございまして、周知の方法については我々も思案するところではあるのですが、基本的には商工会さんの会員以外の方については、想定されている事業者さんについては郵送にて直接、周知を図りたいと考えてございます。そういった中でも、漏れたりというところがございますので、基本的には6月の広報で改めて残りひと月の申請期間ではございますけれども、広報あるいは町ホームページ、そういったところでも補完的に周知はしてまいりたいと考えているところでございます。支給の時期につきましてですが、私どももできるだけ早くというところで今回、商工会さんのほうにお願いをしているところでございますので、5月8日もし受付が順調にあって処理、確認審査等ができたならば、早ければ5月11日の週、翌週には支給できる、そういったスピード感を持って取組んでいけるようにお話しさせていただいているという状況でございます。当然、書類の不備ですとか手戻り、そういったものもございますので、必ずしもそういったことが叶わないかもしれませんが、目標といたしましては5月11日の週に早ければ出せることを想定して、スケジュールを考えているところでございます。

○議長（松田謙吾君） 10番、小西秀延議員。

○10番（小西秀延君） 答弁ありがとうございました。本当にコロナウイルスの状態でお昼、食事を提供するところも本日もお店を閉めて自粛しているという状態でございます。5月11日の週からの支給を目指していくということで、これはなかなか早い対応かと思っておりますので、なるべく皆さんに周知の徹底できることを考えていただきまして、早い支給を目指していただければと思います。

○議長（松田謙吾君） ほか、ございますか。

6番、前田博之議員。

○6番（前田博之君） 今、議員が提案、いろいろ質問していますが、町として新型コロナウイルスの感染対象政策というか施策が示されたのは、今回の補正予算がはじめてではないかと思うのです。今日の行政報告でも町長から新型コロナウイルスに対する施策的なもの危機への対応にあたっての政策の全体像が示されているのが見えないのです。本来はこういう中であって、私は議論するべきだと思うのです。当然、白老町としても町民の命と暮らしを守り、かつまちの経済を維持する責任を果たさなければならない。この非常時こそ、町長がきちんとメッセージを出すべきなのです。何もない中でいろいろ議論しています。町長に伺いますけれども、コロナ禍の災い、コロナ禍について町全体を取巻く状況、環境、町長はどのように認識して何を考えているのか、まずお聞きします。

次に補正予算のるる議論していますから、残された分だけ質問します。私は水を差すわけではなくて、よりよい対象事業者以外にも町民もきちんと理解した上で、この事業をやっていくべきだと私は思いますから質問しましたが。前年同月比20%以上の減収とした根拠、それともう一つは、中身を見ると事業目的で深刻な影響を受けたものとして、その算定を令和2年2月から5月のいずれかの月となっています。一つだけ取ればいいのかと思います。その事業収入のうち前年同月比マイナス20%以上の減収となっていますけれども。本来、母数などを考えるときに一般論では平均値を取って採択比にかけます。それがなぜ、この事業に限っていずれかの月としたのか。なぜ、私が聞くかということ今後、第二弾、第三弾打つというから、これが前例になってしまうのです。その辺を、しかと議会もそうだし町民が理解した上で、そうなのだということがなければ。対象事業者、150件ほどとありましたけれども、本事業での給付のための条件が付されておりませんが、本事業の給付対象、飲食業、宿泊業、観光管理産業、旅客運送業であれば、どなたでも無条件で申請できるということですか。

次に予算計上の関連で伺います。新型コロナウイルス感染と消防署の救急隊員についてです。先般、救急統計配布されまして、31年度の搬送人員は964人に上っているのです。今回、新型コロナウイルス感染で、どうなっているのか。その辺の今回、補正予算では諸費で衛生予防消耗品になっていますけれども、コロナ感染対策に対しての救急隊員の新型コロナウイルス感染の防護対策の状況と防護対策に関する資機材、そういう部分は国等からいろいろ指示がきていると思うのだけれど、今の保有している資材で間に合っているのかどうか、新たに何かを買わなければならないのか、その辺の予算が規定の予算ができていないのか、丸っきりいらなくなるのかどうかということですか。

教育長に1点だけ伺いたいと思いますけれども。るる同僚議員が質問して聞いていますけれども、全体でいけばあまり町として何をやりたいということが見えてこないのだけれど、その辺を伺うのですけれども、同じことを言うかもしれませんが。今、子供たち長期に渡って家に閉じ込められている状況です。5月の連休明けも長期化すると思いますけれども。今言われているのは、地域や家庭環境の違いによって教育格差がコロナ禍によって広がっていると言われています。私が言いたいのは、児童生徒の授業の遅れや家庭生活の状況、これは現在、

教育委員会はどのように把握しているのか。2点目、家庭環境の違いによって保護者や子供たちに自学自習を求めるには限界があると思います。また、延びてきますから。そういうことも含めて、先ほど教育長から答弁ありましたけれど、教育委員会として文部科学省や道の教育委員会の方針のみの対応ではなくて、町の教育委員会として子供たちの視点に立った町ならではの施策は考えられないかどうか。そういうことで、子供たちの声を受け止めて、町として知恵と工夫で何とかしてあげられないだろうか。ということは、幸いに白老町は古俣副町長、安藤教育長は教育に携わってきた教育のプロなのです。柔軟な発想でこれまでの実力と経験を生かして、財源を要する事業があったとしても子供たちが家庭において、習慣的に学習できる在り方や伸び伸びと行動できる環境づくりのために、時期を逃したら意味がありませんから、新たな施策をすることは考えられませんか。具体的なものを持っていると思いますけれども、ある程度見えるような答弁をお願いしたいと思います。

歳入の4ページに財政調整基金に関してとありましたけれども、令和元年度の特別交付税、3月交付になっていますけれども、いくらになっていくらくらい財源を留保できるのか。それによって今後の対策も出てきますから。

○議長（松田謙吾君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） 実は、3時から胆振総合振興局で明日以降の学校の対応について全道のテレビ会議が行われることになっています。それで、大変申し訳ないのですが先に答弁させていただきたいと思います。

今、何点か前田議員のほうから子供たちが長期休業に関わって、置かれている状況だとか今後、教育委員会として対応しないといけないこと、あるいは学校の取組について種々いろいろなお話がありました。その中で、子供の視点に立った新しい政策はないのかということでお話をいただきました。結論から申しますと、今どちらかといえば後手に回っている、休んでいる子供たちに対してどういう手立てを打とうか、子供たちの学習状況が遅れないようにどういう課題を与えようか、そして子供たちの健康状態はどうなのか、こまめに電話をかけたリ家庭訪問をしているという状況です。実態としては。ただ今後、さらなる延長が予定されている中で子供たちは1カ月以上に渡って家庭の中で巣ごもりをする状態になります。今、考えているのは具体的にどこまでできるか分かりませんが、先日も校長会とお話したのは、今までは臨時休校に対してどういう家庭学習を与えるかという、どちらかという守りの対応でした。これからは、一定限の休みが続くわけですから、逆にこの休みを活用して新たな取組はできないかということでございます。その中で今、考えていることは今までは家庭学習というのはどちらかといえば、学校で勉強したことを定着を図る、そういう取組でした。これからは、家庭学習そのものの考え方を変えていこうと、つまり学校の学びと家庭の学びがお互いに双方向になっていく課題が必要だと、そのためには我々が能代市のほうに行って、いろいろ学んでいますけれども、その中の一つとして子供がきちんと学習計画を立てるという取組があります。これについては、今後きちんと子供たちに計画表をつくって、どういうメニューで自分たちが勉強していくのか、それは小学校1年生にはなかなか難しいことかもしれませんが、これからまだまだこういった臨時休校が繰り返されるのではないかと考えたときに、今までのようなた

だ単に10日間休んだら10日間分のプリントを渡してやっておいでという、そういう対応ではなくて、きちんと自分で休校を見通して学習計画を立てていく、そういう取組を今後、具体的に学校のほうと取組んでまいりたいと思います。

それからもう一つは、もしできるのであれば文部科学省の補助をいただきながら子供たちのICT環境をこの機会に少し充実させればと思っています。今、町が単費で全て持ち出してそこに持っていくというのは、現実的にはなかなか厳しい問題だと思いますので、今できるものをメニューとして探しているところでございます。いずれにしても、先ほどお話しございましたように、今回の長期休業によって地域やあるいは学校によって様々な格差、開きが出てきているのは実態でありますから、公教育としてその格差を少しでも埋めていくための取組について、まだまだ持ち駒としては少ないと思うのですけれども、今後まだまだこういった状況が続くと思いますので、校長会ともいろいろ協議をしながら様々な施策について考えてまいりたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 白老町のコロナ禍に対する考え方というご質問でございます。コロナウイルスについては日本全国のみならず、世界中に今、蔓延しておりまして、世界中がどこの国も大変な状況であります。考え方としては、まずは町民の安全、安心をきちんと確保する、コロナ感染者を出さない、もし出した場合は広げないということが一番大切なことだと思っております。町としての考え方なのですけれども、インフルエンザの行動計画がありまして、それに則って庁舎内の会議等々も進めさせていただいております。先ほどお話ししたとおり、コロナの感染者を出さない、そして広げないというのが第一義ではあります。その中でも最も影響があるのは経済対策だと認識をしております。まずは第一弾として、経済対策を議会の審議に出させていただいたところではありますが、この影響は経済対策のみならず、生活者全般に行き渡っておりますので、まずこれは先ほど話しているとおり第二弾、第三弾とまだまだゴール、先が見えない中で進んでいきますので、町としてもきちんと現場の声を聞きながら、対応していきたいと考えております。国もまだまだ先が見えないところではありますが、国の出す経済対策や生活支援、そして北海道が出す経済対策や生活支援等々もきちんと情報を密に取りながら、連携をして今一番かゆいところに手が届く対策をこれからもしていきたいと考えておりますし、議会の皆様のご意見を聞きながら、そして町民の声も聞きながら、スピード感を持って対応していきたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 富川経済振興課長。

○経済振興課長（富川英孝君） 今回の制度構築にあたりまして、20%以上の減収とした根拠ということでございます。当初は、そういった基準なしに一律給付したらどうかですとか、あるいは国の持続化給付金に倣って50%以上の減収としてはどうかということも、いろいろ検討させていただきました。しかしながら、そういった中で一定の条件を付しながらも、できるだけ多くの困っている皆様にこういった事業を届けたいという思いの中で、国の融資ですとかそういった部分のものでいきますと、大体5%くらいの減収から様々な支援、優遇が受けられるという状態でございまして、5%、10%、15%そういった中では、セーフティーネットの4号

という認定ですとか、あるいは今後出てきます特別の利子補給ですとか、そういったものの基準が20%ということになっているというところに着眼をして、基準にさせていただいたということでございます。2月から5月までのいずれかの月ということで、どこを取るか平均を取るべきではないかというご意見ではないかと思いましたが、このことにつきましても国の持続化給付金については2020年の1月から12月までのいずれか50%以下となった月というものを基準に計算するということになってございます。また、我々は今回5月から6月までの事業ということで想定しておりますので、コロナ禍の影響があったらろうという月というのが2月から5月、それについてはそれぞれの事業者さんによって売上げの多い、少ないという月があるでしょうから、そういった中では2月から5月の間でそれぞれ任意の月ということをさせていただいていると、今回の20%という中では同様に岩見沢市さんも20%ということによっておられますが、そこも1月から4月の任意の月という選定をしているという状況になってございます。

それから、対象となる事業者について無条件で出せるのかということでもありますけれども、基本的にはそこがわりわいになっている部分が必要かと思っております。そういった中では、確定申告書の控えというものを提出していただきますので、その方あるいは事業者の主たる収入となる部分、例えば年金と事業収入というのがあった場合に年金のほうが上回っていれば、それは対象にならないという判断をしてみたいと思っております。そういった中で対象の条件等を選定してきたという状況になってございます。

○議長（松田謙吾君） 笠原消防長。

○消防長（笠原勝司君） 救急隊員の感染防止装備に関するご質問です。現状の中で3月、4月の感染防止着をフル装備装着して出動した件数は月平均で5件ずつ発生しております。例年、インフルエンザでも同じような対応をしたりするのですけれども、この新型コロナウイルス感染症が生まれて、改めて装備品を全部2月の段階で確認しております。その段階で現状の中の推移で月平均5件程度の出動件数が続く分においては9か月間の保有状況です。ただ、苫小牧市に隣接する福祉施設などでクラスターが発生したと、そういう場合に関してはうちの装備品で約3か月分現在装備品の保管がございまして、その中で今回、補正に関しましてクラスター、パンデミックを想定した中で対応すべき補正予算という見当も消防本部の中でしてまいりました。ただ、私たち救急に関する医療従事者だけではなく病院、福祉施設、本当に困られている方がいらっしゃいます。そちらのほうを優先していただいて、うちは出動件数、発生状況に応じた中で補正案を今後、組む可能性はございますが、現状の中では比較的、装備品に余裕があるとご理解いただいて結構だと思います。

○議長（松田謙吾君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） 令和元年度の特別交付税の交付状況についてお答えいたします。令和2年3月末に3月交付分がありまして、この額が3億4,932万9,000円。12月交付分と合わせまして元年度の交付額につきましては6億1,056万9,000円になってございます。留保額でございますが、原型予算におきまして特別交付税4億6,000万円ということで当初、見込んでございますので、差し引き1億5,056万9,000円が現在、留保ということになってございます。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

○6番（前田博之君） まず、最初にコロナ禍の支援対策、第二弾、第三弾と打っていきと言いました。これから、それぞれ出てくるのか、二弾、三弾やるときは、ある程度の今日の分を抜いて全体像としての町の政策形成がなってくるのかどうか。それによって、町としてはどのように状況分析を行って、どのような状態に陥っているのか、そしてこのことからどのような判断に立って第二弾、第三弾の施策を打つのか。その辺の具体的な打ち方の今言ったような实体经济、あるいは町民の働いている方の実態の生活をきちんと認識、あるいは私たちが質問しても調査して分析した上で、だからこういう二弾、三弾打つという計画づくりになってくるのかどうか。言葉は悪いけれども、単発的に思いつきで出てくるのはどうか。それは許されませんが、前段、言ったことをきちんとしないとイケないと思いますけれども、その辺をどのように考えているかというところであります。

次に前にも給付金の関係でいろいろあったのですが、全ての今日の出ている経済対策の窓口が商工会になっています。前も言ったように商工会の会員率は60%前後くらいで、今日の150件のうちの会員以外は80件です。これは、商工会は窓口で会員以外の人たちも何も条件なし、気持ちよくきちんと申請を受け付けてくれるのか。前は会員にならないとだめだという強制的な勧誘もあったと私は聞いているのです。そういうことになると、せっかく町が独自の政策をやっているのに水を差すことになるのです。そういうことにならないのかどうか。もう一度、町の見解をお聞きして、もしそうであれば徹底的な指導をしてほしいと思います。

もう一つは、申し込みは無条件ではなくて確定申告をされているということに限定されているということで確認して、よろしいですか。今後、ウポポイあるいは国も何兆円で景気対策を打って、また戻ってきます。売り上げとか。町からすれば申告をされているという基準を持つべきだという答弁がありましたけれども、確認をしておきます。

第二弾、第三弾と打つと言っていますけれども、2点だけお聞きしたいと思います。私は町の基幹産業、畜産業と水産業、今回出ていませんけれども、私はすごく大事だと思います。そこで第二弾、第三弾を打つためにも、ある程度のことを聞いておかなければいけないのだけれど。この第1次産業も受給や価格が逼迫しています。白老牛の価格についてもありますけれども、現実に2月、3月、4月この飼育牛の市場価格がどのようになっているのか。また、価格と比較を出しているのかどうか。飼育をやっている人もいますから直接、東京の市場に出していますけれども、枝肉の取引価格がどのようになっているのかということです。水産も、また厳しいのです。かなりの魚が獲れていない。水産で主な魚価はどうなっているのか。水産加工業での主な商品の取引価格、どういう状況になっているのか。今後、これを合わせて今後の価格や取引の状況をどのようにのっているのか。前段に私も言いましたけれども、20%がベースになるのかどうか別にしても、これは本当に大事なのです。この辺は今回、おかれてきているのだけれど、どうなっているのかお聞きします。

次に先ほど、町長も答弁あったように、町民の手に届くような施策、スピード感を持って。私は事業をやっている人たちは今のように日が当たるのです。働いている人方が、非常に厳しいのです。国の政策はあるけれども。町として、やることもあるのです。ということは、働く人にとっても非常に厳しい雇用関係になっています。特に非正規労働者に影響があるのです。

白老は非常に多いのです。こういう女性の方。町内でも苫小牧に通っている人も多いですけども。雇い止めで雇用者の不安が高まっているのですけれども、これらの人の実態調査みたいなことをしているのか。先ほど、雇用主については休業したという話あるけれども、それ以外の部分あるのですけれども、非常にそういう人たちの手当というのが大事だと思う。町がするしないは別にして。そういう部分押さえているかどうかです。本当に生活に困っている人いるのですけれども、その辺をどのように見ているかということでもあります。

○議長（松田謙吾君） 暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時08分

再開 午後 2時25分

○議長（松田謙吾君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

順次、答弁願います。

古侯副町長。

○議長（松田謙吾君） 古侯副町長。

○副町長（古侯博之君） まず、最初にご質問のあった今後の対応、対策等について私のほうからご答弁させていただきたいと思います。これまで一定限、町内の状況を見てきておりますとコロナ禍が始まるまでの頃というのは、ウポポイ関連の建設に関わる部分での町内的な経済的な一定限の経済的な動きはあったかと認識しております。それが、この2月から4月辺りまでについては非常に今、議員の皆さんからもご指摘があったように異常な勢いで町内の飲食含めて観光的な部分の打撃というのは大きいと、そういうことで今回第一弾ということで経済対策ということで出させていただくことにしています。ところが、これからどのようにしてコロナ感染が動くかというところは、非常に大きな意味合いがあるだろうと思っています。何とか今、本町においては感染者を出さないで皆さんのご協力のもとにコロナ禍に対しての防御を進めておりますけれども、これが感染者が出てくることによって非常に大きな打撃となって出てくるかと思っています。そのようになりますと、まずは大きな当初考えておりましたウポポイ関連の事業そのものが、またさらに延期ということになれば経済的な鈍化ということも大きくなっていくだろうと思っています。それと、やはり対策を打つということについては、様々な国の出てくる給付金だとか補助金だとか交付金だとかということがありますがけれども、原則的には町民の税金をもってやっていくことですから一定限、慎重に見極めた対応をしていかなければならないと思っています。そういうことで今言ったコロナ禍の動き、それから今後の国の動き、本町自体がどういう実態なのか今、前田議員からも御指摘あったように、今回は経済対策の中でも商工業の中で飲食だとか限られて部分でのことでありますけれども、1次産業の部分はどうなのか、実際の会社員の方々、三次産業にいる人たちが家庭の中の自らの収入も含めてどうなっているのか、非正規の実態はどうなのか、そういうところをしっかりと関係機関と連携を図りながら、情報取りしななければならないし、町自体がそれに対して自ら実態調査をかけていく構えで進めていかなければならないと思っています。そういう中で今後、動きを見ながら次はどこまでの範囲で打つべきなのか、そこをしっかりと見極めて中間的な意味で打た

なければならない時期が来るのではないかという一つ押さえをしています。そのあとの終息期に向かって、もう一つ経済対策含め、町民がコロナ禍に対しての動きが活発にそこから動き出すようなステップになるような対策も次に考えなければならないと押さえております。そういう関係で今回だけに限っては、なかなか終わらないだろうという認識を持って、町の一方では財政的な今後の財政見通しもじっくりとしっかりと見極めた形でやっていかなければ、これが今後の様々な計画をしております町の事業に対してマイナスになっては大変なことでございますから、そういうところを複眼的に見ながら対策を打ってまいりたいと考えております。いずれにしろ、何人かの議員の皆様からご指摘もありましたように、役場がこの現実をしっかりと見つめ現場に立ち、そして自ら動くそういう対策を進めていかなければならないと重々、押さえられているつもりでございますので、様々な観点からご指導、ご鞭撻お願いいたしたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） 竹田副町長。

○副町長（竹田敏雄君） 私のほうからは中小事業者の支援の部分で商工会の申請の関係でご答弁させていただきます。商工会とは会員さん、会員ではない方、これも合わせて今回、申請と給付をお願いしています。ですから、どちらがどうということではなく、合わせて今回は緊急事態ということもありますので、しっかりと受付をして、しっかりと給付をしてもらいたいというお話はさせてもらっています。そういう形の中で事務的に進んでいくと考えております。ただ、会員には先にFAXとか会員ではない方については郵送とか、そういった時間差はあるかもしれませんが、いずれにしましても、しっかりとした対応をしていきたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 三上農林水産課長。

○農林水産課長（三上裕志君） 私のほうからは1次産業の牛の関係と漁業の関係についてお答えをさせていただきます。まず、和牛の素牛の価格の状況でございます。白老の出荷している牛だけでいきますと、出荷する牛によって血統とかで月々で増減はあるので一概には言えない部分はありますけれども、去勢でいきますと今年の1月から今年の4月の市場まで終わっておりますけれども、素牛1頭の値段が1月に比べて4月は5万円減っている、メスについても1月から4月を比較しますと6万円の減という形になっております。

続きまして、枝肉の関係でございます。こちら、十勝の枝肉市場、東京の芝浦市場、同じような傾向になっておりますけれども、去勢のA5でいきますとキロあたりの単価になりますけれども、1月の平均が2,739円で3月が2,342円となっておりますので、キロ単価でいきますと500円の減という形になっております。これは、全国的に同じような傾向になっておりまして、A4、A3に関しましてはさらに下がっている状況になっております。

続きまして、水産物ですけれども、白老地域におきましては3月から5月の中心的な魚種というのが真鱈及び鱈類が中心となってございます。詳しく見ていきますと、去年と比較しますと、鱈類が去年の3月の平均単価が241円に対しまして今年が253円と若干上がっている状況、鱈に関しましても昨年3月は148円に対しまして173円と、こちら少し上がっている状況がありますけれども、全魚種の合計でいきますと昨年3月が240円に対しまして、今年3月は228円ということで12円程度の減になっております。

○議長（松田謙吾君） 富川経済振興課長。

○経済振興課長（富川英孝君） それでは私のほうから、給付金事業の対象者に対しまして申告書に確定申告の写しを付けるかどうか、基本的には確定申告書の写しを添付資料ということで付けていただくことしております。ですから、そういったことで間違いないかと思えます。ただ、決算前の方については開業届を出していただいてという形になります。いずれにいたしましても、事業の実態等含めまして、食品衛生法上の営業許可証ですとか、宿泊事業者については旅館業の営業許可証、あるいは住宅宿泊事業法の住宅宿泊事業届出証など、そういった営業に関する証拠書類といえますか、そういったものを添付していただくという形になってございます。

1次産業から含めての水産加工品の価格ですけれども、基本的にたらこなどは虎杖浜たらこというブランドをしている部分については、材料の仕入れについては安く仕入れることができているのかと思えますが、価格自体は現状を維持されていると、ただ物産展ですとかそういった部分の需要が減っているところもありますので、そういった在庫については一定程度お値引きをする処分というのも含めてあるかと思えます。ただ、市場に出す場合は、あくまで現状の価格は維持されているかと思えます。また、別の事業者さんで伺いますと、今回の外出自粛のムードの高まりから、これまでは加工品と鮮魚、刺身類の割合は加工品、たらこですとかそういったものが8割で刺身などが2割程度だったのだけれども、コロナ禍のあとはスーパーでの取引が多くなってきているので、そういった刺身とかが多くなっていると。6対4の割合くらいになってきているかということでございます。ただ、スーパーの取引が増えるということは、卸値が安くなりますので、質より量といえますか、そういった形態にはなっていると。ただ全体の売り上げとしては、逆に言うとスーパーのほうでソーシャルディスタンスの話もありますので、金額的にはあまり落ちていないで、むしろ上がっているということでございます。

雇用の実態の関係でございます。これは、28日現在ということでございますが、ハローワークにて確認をさせていただいております。ハローワークには、雇用関係の相談については全体で62件程度あって、そのうち白老町は6件と伺っています。その中で実際に解雇というところがあったのが2名、事業開始が遅れたことによって休業というかまだ採用されていないところが1名、あとは実際に収入源につながっている方が3名いらっしゃるという状況になってございます。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

○6番（前田博之君） 第二弾、第三弾の部分について副町長から、ある程度の方針を示されたので理解しました。先ほど、町長もこの非常時のときですので議会とも相談あるいは議会と一緒にやっていきたいと言っていましたので、スピード感持って第二弾、第三弾やっていくときに議会とも政策共有、そして私何回も言いますがけれども議員さんの目から見て町民の要望を押さえてきますから、それらを効率的、有効的に反映するのも町側がある程度のたたき台をつくった中で議会でやっていかなければいけないと思えますけれども、一緒にそういうものをつくっていく姿勢があるのか、今回見たく上げるのではなくて、よりより町民のための政策をつくるために、そういう手段もありかと思うのですけれども、その辺の方針をお聞かせ願

いたいと思います。ぜひ、今日議論している以外にも隙間産業の人、たくさんいます。そういう部分も、ぜひ実態調査していただきたいと思います。と思っています。

白老町が独自の政策を打ってでるのも、最後に質問しますけれども、白老町の規模からいけば非常に厳しいと思うのです。私も、この前この問題が出たときに国の制度などを全部見たら、すごくあるのです。全部は分かりません。読んでも分かりません。私は先般の西田議員も町民に多く制度を知らせたほうがいいのではないかといたら、総務課長はホームページを探っていけば見えると言ったのだけれど、これは他人事なのです。白老町は国の制度を活用すると、大いに支援される部分あるのです。雇用もそうです。雇用も調べていくと、解雇になったり休みなさいと言われた人が職業安定所行ってできるのではないのです。休業補償を出すときは事業主が出さないとだめなのです。だから、小さなところは非正規もアルバイトも対応できるのです。事業主が丸つきり分からなかったら出ないのです。こういうことを、みんな分かっているのです。それも含めて国にある事業主もそう、働く人もそう、国の制度を白老町の町民の側に立って、ある程度の抽出をして、チラシをつくって、どこに問い合わせたらいいか、今こういう問題があったらこうだよと、こういうことを分かるような周知を徹底すべきだと私は思います。これから交付金もきますから、そういう部分で見やすいチラシをつくって手元に置いて、該当する人はここに行けばいいのだと、そういうことをやると白老町が新たな資金援助も必要ですけれども、ここで救われるのもたくさんあるのです。よく理事者も言います。町に例えれば国の補助金をいっぱい見つけてこいと。それと同じなのです。町民に提供すべきです。私はぜひすべきだと思います。答弁お願いしたいと思います。

るる言いません。最後に副町長も触れていましたけれども、支援策の重点化ということをお願いしたいと思います。今後、創生交付金されますので、その中の使い道も出てきますけれども、先ほど答弁を聞いたなら国が施策を計画書を上げれと言って、裁量があるのかどうか分かりませんが、国が手を突っ込んで政策をルールに乗せようとしていますけれども、私はなるべくそれはやめてほしいと思うのだけれども、こういう交付金ありますけれども。町として今後、多岐に渡っての対策も打たれることは考えられますし、打とうとしていますけれども、これは言うまでもありませんが町は財政状況と財政規律を十分考慮されて、その上で種々の対策を考えると広く薄く支援する策に傾注することなく施策の一貫性を持って、所得や収入の減る人や事業に集中して本当に困っている人たちへ手を差し伸べる施策を講じることが私は大切だと思いますけれども、重点的な実施を考えるべきではないでしょうか。

最後ですけれども、一つの補正予算でこれだけ充実した議論できたということはいいことだと思いますけれども。町側も制度の理解を議会にしてもらう機会を十分につくって、そして本会議に臨むともしっかりと効率的な審議ができるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（松田謙吾君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 最後のご意見と最初の議会との町との関わり方にしぼって、ご答弁をさせていただきたいと思っておりますけれども。いずれにしても、これまでも今回のコロナ禍に限ってばかりではなくて、様々な政策的な部分で御指摘いただいていることについては、政策の組方の過程そのものがどうであったのか、それはぜひいぶん今までも問われていることとござい

ます。それは、十分に私たちも意識をしながら、念頭に置きながら政策として施策として議会にお示しするについては十分な議論は必要かと思えますけれども、議会の皆様方に対しても一定限の事前協議にならないような部分での十分なお理解をいただいている形での対応はしていかなければならないと考えております。そして特に今回のコロナ禍のような緊急的な、そういう施策を打つ場合についてはなおさら、緊急性とスピード感が必要ですから、十分な議会との議論と申しますか、ご理解と申しますか、その部分を確保できるようなそういう進め方はしていきたいと思っております。皆様方からも様々なお知恵をいただきながら、対策を取っていかなければならないだろうと強く思っているところです。

もう一つは国の制度の活用の在り方です。これまでも、ご指摘があるように一番先に役場としてやるのは、ホームページに載っていますからということをよく私も含めて話をしてしまいますけれども、なかなか町民にとっては先ほどもご指摘あったように、こういう文章の在り方ではなかなか理解できないと、そういうごもっともなご指摘だと思っております。そういうことで、しっかりと国の制度が出されているのを本町においては活用を図るように引き出しを各課でしながら、そして全体的に議論も含め町民の立場に立ちながら国の制度の活用の在り方について、今後とも十分検討を図ってまいりたいと思っております。

重点的な政策のあり方でございますけれども、お話ししたようにコロナ禍のような緊急的な部分ですから、重点的にここに傾注して注力していかなければならない対応はあると押さえております。同時に財政規律と申しますか、そういうことについてはしっかりとした足元を見た中での対応を図っていかなければならない、これは今後の本町にとりまして大きな課題を背負うこととなりますから、十分その辺のところは肝に銘じて進めていきたいと考えております。ですから、本当に議会の皆様方から様々な観点から今日もご指摘、ご意見、ご指導いただきました。そのことをしっかりと肝に銘じて、今後の対応策について庁舎内において十分な議論を図りながら議会のほうに諮ってまいりたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第1号 令和2年度白老町一般会計補正予算（第1号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号 白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の
制定について

○議長（松田謙吾君） 日程第5、議案第2号 白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

岩本町民課長。

○町民課長（岩本寿彦君） それでは議2-1をお開きください。議案第2号 白老町国民健康保険税条例の一部を規制する条例の制定について。

白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和2年4月30日提出。白老町長。

次に附則でございます。

（施行期日）

第1項、この条例は、公布の日から施行し、改正後の白老町国民健康保険税条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和2年4月1日から適用する。ただし、附則第4項及び第5項の改正規定は、土地基本法等の一部を改正する法律（令和2年法律第12号）附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行する。

（適用区分）

第2項、新条例の規定は、令和2年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

続きまして、議2-3をお開きください。議案説明でございます。地方税法施行令の一部を改正する条例が本年3月31日に交付され、4月1日に施行されたことから、本条例の一部を改正するものであります。

次に新旧対照表でございます。第19条の改正内容につきましては、添付をしております議案第2号説明資料でご説明いたします。資料のほうを御覧ください。1、保険税軽減措置の拡充についてであります。このたびの改正内容は、低所得者に対する保険税軽減措置の拡充でございます。国民健康保険税では、加入世帯の総所得に応じて7割、5割、2割の軽減を受けることができますが、今回の改正により5割と2割について軽減基準所得額を引き上げることで軽減対象の拡充を図るものでございます。①の7割軽減については改正はございませんが、②の5割軽減の拡充につきましては、被保険者1人につき加算額を28万円から28万5,000円に5,000円増額することにより、軽減対象となる所得金額を引き上げるものでございます。次に③、2割軽減の拡充につきましては、被保険者1人につき加算額を51万円から52万円に1万円増額することにより軽減対象となる所得金額を引き上げるものでございます。

次に2の対象世帯・影響額についてであります。改正後の新たに軽減を受ける対象世帯、保険税軽減の影響見込み額につきましては、令和元年度当初賦課時点のデータをもとに試算をした結果、世帯数で36世帯の増、軽減額は80万4,000円の増額となっております。内訳につきましては、記載のとおりでございます。

次に3、改正前と改正後を比較した軽減判定所得の計算例、2例についてご説明申し上げます。例1では、夫婦2人世帯、世帯の総所得金額90万円で現行2割軽減の対象が改正後は5割軽減の対象となるものがございます。次に例2では、夫婦2人世帯、世帯の総所得金額137万円で現行では軽減対象外でしたが、改正後は2割軽減の対象となるものがございます。

次に新旧対照表のほうにお戻りいただきまして、附則第4項と第5項であります。土地基本法等の一部を改正する法律の施行により、個人所得課税の低未利用土地等を譲渡した場合における長期譲渡所得の特別控除が創設されたことから、本条例もこれに合わせて改正するものがございます。

以上で議案説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

白老町国民健康保険税条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第19条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>ア～カ 略</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>28万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ 略</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に、被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>51万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ 略</p> <p>2 略</p> <p>附 則</p> <p>1～3 略</p> <p>(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第19条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>ア～カ 略</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>28万5千円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ 略</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に、被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>52万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ 略</p> <p>2 略</p> <p>附 則</p> <p>1～3 略</p> <p>(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則</p>

<p>第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第4条、第5条及び第19条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第19条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>（短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>5 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。</p>	<p>第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第4条、第5条及び第19条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、<u>第35条の3第1項</u>又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第19条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>（短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>5 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「<u>第35条の2第1項、第35条の3第1項</u>又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替</p>
--	--

	えるものとする。
--	----------

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を許します。質疑のあります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第2号 白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎報告第1号 専決処分の報告について

○議長（松田謙吾君） 日程第6、報告第1号 専決処分の報告についてを議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） 報1-1をお開きください。報告第1号 専決処分の報告について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年4月30日提出。白老町長。

記、(4)、会計年度末における地方交付税等の一般財源、基金繰入金及び基金積立金の増減に際し歳入歳出の補正をすること。

報1-2でございます。専決処分書。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、白老町議会会議条例（平成20年条例第51号）第8条の規定により、町長において専決処分することができる事項について次のとおり専決処分する。

令和2年3月31日専決。白老町長。

令和元年度白老町一般改正補正予算（第12号）。

令和元年度白老町の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ185万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ116億6,368万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

4ページをお開きください。「第1表 歳入歳出予算補正」、1歳入、5ページの2歳出につきましては記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

次に歳入歳出事項別明細書の2の歳出から説明させていただきます。8ページをお開きください。7款商工費、1項1目商工振興費、(1)特産品PR事業、財源振替であります。本年2月及び3月に369万1,000円のふるさと納税の指定寄附があり、令和元年度の指定寄附金が8,951万8,400円となったことから、おおむね2分の1の4,472万9,000円を本事業に充当することとし、同額一般寄附分を減額するものでございます。

次に14款諸支出金、1項1目基金管理費、(1)各種基金積立金185万円の増額補正でございます。ふるさとGENKI応援寄附金基金積立金寄附分ではありますが、2月及び3月の指定寄附金から経費充当分を除いた金額を、このたび積立てるものでございます。これによりまして、積立金の合計は4,478万9,400円となるものでございます。以上で、歳出の説明は終わらせていただきます。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。6ページにお戻りください。19款寄附金、1項1目寄附金、指定寄附金でございます。歳出でご説明いたしました、指定寄附分として4,657万9,000円の増額補正であります。

次に一般寄附金でございますけれども、特産品PR事業の財源を振替たことから4,472万9,000円を減額するものでございます。なお、ふるさと納税につきましては、特産品PR事業の支出が残っており歳出が確定しておりませんが、令和元年度のふるさと納税の寄附額は3億7,029万円、前年比で5,133万8,000円の減でありますので、ご報告申し上げます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長(松田謙吾君) ただいま提出者から説明がありましたが、この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松田謙吾君) なしと認めます。

報告第1号は、これをもって報告済みといたします。

◎報告第2号 専決処分の報告について

○議長(松田謙吾君) 日程第7、報告第2号 専決処分の報告についてを議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

岩本町民課長。

○町民課長(岩本寿彦君) それでは報2-1をお開きください。報告第2号 専決処分の報告について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年4月30日提出。白老町長。

記、(6)、会計年度末における日切れ扱いの地方税法の改正に伴う当然必要な条例の改正を行うこと。

次のページでございます。専決処分書。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、白老町議会会議条例（平成20年条例第51号）第8条の規定により、町長において専決処分することができる事項について次のとおり専決処分する。

令和2年3月31日専決。白老町長。

白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

白老町国民健康保険税条例（昭和34年条例第12号）の一部を次のように改正する。改正内容につきましては、後ほど説明をさせていただきます。

次に附則でございます。

（施行期日）

第1項、この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（適用区分）

第2項、改正後の白老町国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

次のページでございます。議案説明です。地方税法施行令等の一部を改正する政令が本年3月31日に公布され、4月1日から施行されたことから、専決処分により改正したものであります。

改正の内容につきましては、添付しております報告第2号説明資料で説明をさせていただきます。2月18日開催の全員協議会におきまして、専決処分の内容については、すでにご説明させていただいておりますが、資料で若干説明をさせていただきます。報告第2号の説明資料をご覧ください。1、改正趣旨については、記載のとおりでございます。次に2、改正内容ですが、課税限度額を合計96万円から99万円に3万円を引き上げます。内訳は国保の医療に要する費用に充てる基礎課税分額を現行の61万円から2万円引き上げて63万円といたしまして、介護納付金に充てる介護納付金課税額分を現行の16万円から1万円引き上げて17万円とするものです。後期高齢者支援金等の課税額分は、現状のままとなっております。次に3、対象世帯・影響額についてであります。令和元年度当初課税データをもとに試算をしたところ、対象世帯は国保に加入している約3,100世帯のうち57世帯、影響額は90万円の増額となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

白老町国民健康保険税条例新旧対照表

改正前	改正後
(課税額)	(課税額)

第2条 略

(1)～(3) 略

2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が61万円を超える場合には、基礎課税額は、61万円とする。

3 略

4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合には、介護納付金課税額は、16万円とする。

（国民健康保険税の減額）

第19条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が61万円を超える場合には、61万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。

(1) 略

ア～カ 略

(2) 略

ア～カ 略

第2条 略

(1)～(3) 略

2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が63万円を超える場合には、基礎課税額は、63万円とする。

3 略

4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が17万円を超える場合には、介護納付金課税額は、17万円とする。

（国民健康保険税の減額）

第19条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) 略

ア～カ 略

(2) 略

ア～カ 略

(3) 略 ア～カ 略 2 略	(3) 略 ア～カ 略 2 略
-----------------------	-----------------------

○議長（松田謙吾君） ただいま提出者から説明がありましたが、この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

報告第2号は、これをもって報告済みといたします。

◎散会の宣告

○議長（松田謙吾君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

議長より念のため申し述べておきます。明日5月1日から、6月30日までの間は休会としておりますのでご了承願います。

本日はこれをもって散会いたします。

（午後 3時07分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 松 田 謙 吾

署 名 議 員 吉 谷 一 孝

署 名 議 員 小 西 秀 延

署 名 議 員 及 川 保